

いる。さらに過去二年間に右脳常襲地帯の指定を行なわれない等のために付議すべき案件がなかつたものであります。

第三の特殊地帯農業振興対策審議会にござることは、昭和四十二年十二月開催の審議会において、今後のあり方を総合的に調査、検討するよろづて、決議があり、昭和四十三年度、四十四年度両年度にわたりまして、農林省において調査を実施中の

ものでございまして、その結果を取りまとめて上、審議会を開催する予定になつております。最後の公共用地審議会につきましては、企業者からの申請を受けて建設大臣が行なう特定公共事業の認定及び土地収用委員会が緊急裁決を所定期間内に行なわないとときに、企業者からの異議申立てに基づき建設大臣が行なう代行裁決の際に付議されるものでございますが、この審議期間中該当事案を見なかつたものでござります。

第四の公井用坤審議会は、ある意味では、外見上は、ど申し上げました十の不服申し立てに対する審査の審議会に数えるほうが適當かというようになりますが、思つておりますが、そういう考え方をいたしますと、十一と三つということになるわけでございま

○鬼木委員 いま証み上げられました以外に外経協力審議会といふのがあります。その内容の御説明はありませんでしたが、それもちょっとお伺いしたい。

対外經濟協力審議会は、昭和三十五年四月日に設置されたものでございまして、その構成は外務、大蔵、農林、通産、經濟企画の各大臣と、日本銀行、日本輸出入銀行、海外經濟協力基金の各總裁及び學識経験者でございまして、三十八年以來開催されることのない状態でございます。この点につきましては臨時行政調査会からも指摘を受けておりますて、これを改善いたしましたところに、昭和四十四年九月、構成員を學識経験者の二回開催して活発な活動を行なつております。

たが、私が要求しなければ御説明がないが「委員会は、原則として、常勤制をとらないものとする。」それはわかりますが、「国會議員および行政機関の職員は、原則として、審議会等の構成員にしなさいものとする。」とあるが、審議会の会長は團僚や総理、そして二年も三年も一回もやつてない。何のためにこんな審議会をつくるのか。そういう会に対するそういう点をはつきりなさつておるのに、そういうことをやられる。しかも總理が、当面の对外經濟協力に関する基本的、総合的政策及びこれに關連する重要事項についてということを諮問しておる。ところが、その諮問を受けながら、審議は宙に浮いたまま答申はされておりません。そういうことで急にあわてて委員の構成、機構を変えたり——当然そういう審議会の構成ということはわかつておるはずです。どうしてそんなへまなことをやるかということですね、またやらせておくかということですね、その点ひとつはきりしていただきたい。的確な説明をしなさいよ、あなたたちは大目付じゃないか。

○河合政府委員　お答えを申し上げます。

たが、私が要求しなければ御説明がないが、「委員会は、原則として、常勤制をとらないものとする。」それはわかりますが、「国會議員および行政機関の職員は、原則として、審議会等の構成員にしないものとする。」とあるが、審議会の会長は閣僚や総理、そして二年も三年も一回もやっていない。何のためにこんな審議会をつくるのか。そういうふむだなことをやるから、あなたの方のほうも、審議会に対してそういう点をはつきりなさっておるのに、そういうことをやられる。しかも総理が、当面の对外経済協力に関する基本的、総合的政策及びこれに関連する重要事項についてということをお詰問しておる。ところが、その詰問を受けながら、審議は宙に浮いたまま答申はされておりません。そういうことで急にあわてて委員の構成、機構を変えたり——当然そういう審議会の構成ということはわかつておるはずです。どうしてそんなへまなことをやるかということですね、またやらずしておくかということですね。その点ひとつはつきりしていたたきたい。的確な説明をしなさいよ。あなたたちは大目付じゃないのか。

二十人以内とする。」大体二百四十四の審議会が
いまとある。その審議会の内容は、全部二十人以内の
人員の構成、その点はつきりしておりますが、
あなたのほうから資料をいたいたのは、各省省
に幾つ幾つという内容も何も書いていない。資料
を出しなさいといつてもすぐぶる不熱心、不親切
きわまりない。そういうことで資料提出を頼んな
ら、わかるように資料に書いてもらえば、ここで
お尋ねをしなくていい。その点をひとつここで
はつきり詳しく説明しなさいよ。

○河合政府委員 御説明申し上げます。

ただいまの御質問の点でござりますが、委員の
構成員は、原則として二十名以内とするといふ
と/or>政府としては取りきめてございますけれど
も、審議会の性格その他から申しまして、それには
おさまらない場合がかなりござります。

現在の構成員の員数の大体の様子を申し上げま
すと、「二十人以内の審議会、これが二百四十一の
うち百二十三でございまして、それ以外は二十人
以上のものでござります。これはやはり審議会の
性質上、どうしても委員の人数をたくさんそろえ
なければならないといふものもあつたと思ひます
が、できるだけ早期に政府としての取りきめの原
則に合わせるように、従来からも努力をしてお
ります。そんな結果から、だんだんと一番審議会
当たりの平均の人数も減ってきておりますが、一
かしながら、ただいま御指摘のとおり、二十人以
内ではおさまっておりませんで、半數近くのもの
が二十人以上の審議会になつております。

○鬼木委員 委員は、原則として二十名以内と
する、場合によっては二十名以上でもしかたない
いうよくな、ただし書きか何か法的なものがどこ
かにありますか。

○河合政府委員 ただし書きはございませんが、
「原則として」と書いてござりますので、これは
やむを得ない場合には二十名をこす」ともあり得
るかと思っております。

○鬼木委員 だから私が申し上げておるのでな
ん

きはどこにもないのですよ。原則として二十名とする、だけれども、特別の場合にはこれの限りにあらずといふものがあつてしかるべきなんだ。それをかつてなことをして二十名以上どんどんつくつている。根拠がないことを、かつてなことをあなたたちはおやりになつてある。しかも、それが総理であるとか閣僚である場合にはかつてどんどんやる。そういうところが、あなた方は行政改革の根本精神というものにはんとうにのつてやつておられない。私はそういうことを全部整理してもらいたいのです。

○河合政府委員 御趣旨に沿つてできるだけ努力をいたすべきだと思います。また従来もそういう努力をいたしております。

御承知のように、ただいまの原則として二十名以内という取りきめをいたしましたのは昭和四十二年でございまして、それ以前はたくさん審議会がございまして、また人數の多い審議会があつたわけでございます。その後努力をいたしまして委員の数ができるだけ減らすようにいたしておりまして、たとえは文部省の学術審議会は、審議のやり方につきましても検討いたしまして、四百三十人を三十人まで減してあります。また農林省の中央作況決定審議会 農林漁業用固定資産評価審議会、この二つは統合いたしまして、両方で七十五名の人員を五十名まで減らしております。また住宅対策審議会、宅地審議会、この二つも統合いたしまして三十五名を二十五名まで減員いたしております。また精神薄弱者福祉審議会、中央児童福祉審議会、この二つも統合いたしまして七十五名の委員を五十五名に減員いたしております。また医師研修審議会、これは医師試験研修審議会の改組でございまして、百七十七名の委員を二十二名に減じております。その他現在懸案中のものも幾つかございますが、御趣旨のとおりに合わせることは、現在の段階ではなかなか困難でござりますけれども、できるだけその趣旨に沿いまして努力をいたしている次第でございます。

○鬼木委員 なぜ私がそういうことを申し上げるかと申しますと、委員は原則として二十名以内と載っていないのだ。だから、私の申し上げることは、すべてただちやくちやに整理統合しえできる限り簡素なものとする。」こう明記してあるから、ふやすほうのことはただし書きには何も載っていないのだ。だから、私の申し上げていることは、あるいは閣議決定によって、その線に沿つて努力していただきたい、こういふことを申し上げておるのでありますて、空なことを申し上げるわけじゃないわけです。
それからまた、こういうことも書いてある。「審議会等の設置および運営についての基準を確立するとともに、その組織および運営を改善する必要がある」しかも「その濫設を抑制し」と書いてある。そうしますと、あなたのほうから四十四年三月以降の審議会等の新設廃止状況という資料をいただいた、それには廃止と設置との差が、設置が六つ、廃止が八つ、差し引き二つしか廃止はしていない。努力はしておるとおっしゃるけれども、私がこの資料をいただいたのを一べつしただけでも、十分手入れをしなければならぬものがあまだたくさんある。ただやるやるとおっしゃつておりますが、これから四十五年度、四十六年度に対して、四十五年度もいいですが、本年度はこれだけのものをやります、将来はこれとこれとこれだけやりますといふ内容が仰せられないならば、数だけでもいい、その将来の見通しをおっしゃられますか。

の審議会につきましては四十四年度におきましてこれをすでに処理いたしております。また十五の審議会につきまして、これは現在国会に法律改正案を提案中でございまして、御審議をいただいておるところでございます。また二つの審議会は明年度以降に整理する予定でございまして、合計二十一の審議会の整理を予定いたしておるのであります。

○鬼木委員 承つておきます。また次回の、いつになるかわかりませんけれども、来年度になるやらわかりませんけれども、少なくとも四十五年度においては二十一の審議会のほうに手をつけないと仰せになつておりますので、お待ち申し上げておきます。記録いたしておきます。その点を審議会の設置の方針にのつとて十分徹底してやつていただきたい。審議会の内容の云々ということは、それは必要に迫られてやられるのですから、それを私はどうこう言つてはいるのじゃないのですから、整理すべきものはすみやかに整理していくたまく、それは二十一ある、こういうことを承つておきます。

そうすると、先ほど申しましたところの対外経済協力審議会でございますが、これはその後手直しをされて、今日は順調に会議も開かれて、しかもその効果もあげておる、実績もあがつておる、こうしたことですね。

○河合政府委員 先ほど御報告申し上げましたように、昭和四十四年九月に構成員を学識経験者のみに改めまして、以来今日まで総会を三回、部会を一回開催いたしまして、その成果をあげております。

なお、先ほど御指摘の審議会の設置の基準でございますが、昭和四十二年の閣議口頭了解をさらに行革三年計画の際に閣議決定として決定いたしまして、この内容といたしまして八つの項目を

一回でも開いて、そして審議会ができるといふのが法的精神ですから、年に一回くらいやるようなことは特に必要なことは解しにくい。だから、そういう点をもう少しよく検討していただきたいと私は思うのです。しかも、諮問のあったものを答申しないでほったらかしておく、そういうことは何の審議会かわからないから私は申し上げておる。しかも、それが總理であるとか閣僚であつたから手をつけ切れなかつたというようなことになつてはなおさらもつて不都合千万だと申し上げたい。

そこで、まだござりますけれども、時間がまことにましたのでお約束は守らなければなりませんが、どうぞ閣議決定においても、審議会等を設置する場合には慎重に検討してほしい。なお、臨時に特に急いで必要な審議会には期限をつける、こういう閣議決定もなされておるのでですね。行くべき方向は明らかに示してあるのですね。ございまますから、ちゃんときめてあるんだから皆さんは仕事はやりやすいわけなんですよ。だから、少しも右顧左盼することなく、逡巡することなく、どしどしあつていいくわけですね。ひとつ長官にお願いいたしますので、どうぞ長官のお考えをもつて十分審議会の整理統合ということに対しても遺漏なくやつていただきたい。期待を申し上げますので、最後に長官、ひとつ締めくくりで……。

○荒木国務大臣 閣議決定をいたしまして整理統合の方向へ推進するようにやつております以上、やらねばなりません。ただ、一轟に二百数十のものを右へならえ式にもいけませんので、徐々にではありますかが改善の方針へ行つておると思いますけれども、御意見もありますから、さらにスピーチ

○天野委員長 大出俊君。
○大出委員 これは行管という立場から見てどうなるかという点が一つあるのですけれども、かと云つて、中身を申し上げませんとおわかりいただけませんから、通産省の企業局関係の方々お見えになつておられますか、先に少し承りたいと思うのです。機構的にこういう大臣権限で何でもやれるといふことがあつていいかどうかということを私疑問に思つておるのでですが、中身をお聞きいただいて長官ひとつ御判断をいただきたいと思ひます。
通産省に承りたいのですが、輸出映画に與する協会ができておるわけですが、日本映画輸出振興協会、こういう名称だと思います。この映画輸出振興協会なるものはいつできたのかということと、またどういう情勢で、かつまたどのくらいの期間を考えでおつくりになつたのかということ、このところをまず承つておきたいのであります。
○長橋説明員 楽しみ申上げます。
映画輸出振興協会は昭和四十一年五月に設立された社団法人でございます。これが設立されましてたのは、当時、日本の映画業界の振興をはかります上で、まず輸出適格性のあるいい映画がつくられるよう金融面での助成措置を講ずべきである、かようなことになりました。昭和四十一年度から、当時は一応三年間の臨時措置ということで、資金運用部資金の短期の運用計画の一環といいたしまして、興銀の金融債引き受け措置が講ぜられたわけでございます。この措置の運用といたしまして、融資にあたりまして業界共同の公益法人を設立し、それを通じて融資をするということが、

○河合政府委員 ただいまの数でござりますが、
行革三年計画の中に纏り込まれております審議会
整理につきましては、全体で二十一の審議会を
整理する計画になつておりますので、そのうち四つ

○鬼木委員 いまのお話では二年か三年の間に一回か三回かやつたといふような御答弁でございますけれども、少なくとも審議会といふものを年に

ディーに目的を果たすように努力したいと思いま
す。

業界振興、こういうふうな意味合いにおいても適切であろう。かような考え方から、興長銀によります金融債引き受け措置によります輸出適格映画の製作資金の融資の受け入れ母体といたしまして

一回でも聞いて、そして審議会がどうだこうだと

しくお願ひをいたしておきよ

四百一〇

かと申しますと、委員は原則として二十名以内とする。

これをすでに処理いたしております。また十五の審議会につきまして、これは現在国会にて去津政正

「いふことは私は非常におかしいと思うのです。」

時間がまいりました

さ、これで、ありがと

できる限り簡素なものとする。」¹⁾ こう明記してある

とは設置の法の精神が特に急に特に必要とされたときに設置することができるというものが法の

○天野委員長 大出俊君。

設立された次第でございます。

三年間経過いたしました段階で、なおもうしばらくこの措置を継続することが必要やむを得ないものであらう、かような判断のもとに、昭和四十四年度、引き続きまして昭和四十五年度につきましても、この措置の臨時的な延長措置を講じてゐる次第でござります。

○大出委員 これは法的にはどういうことになるのですか。つまり、設置法なら設置法にからんでるものをおは、たとえば映画産業といふ文言があるわけですか。

○長橋説明員 設置法におきましては、企業局の所掌事務といたしまして鉱工業以外の商一般の問題を所掌することになつておりますとして、商一般と申しますのは独義の商業あるいはサービス業等を含めての意味合いでございまして、それを受けました、通商産業省組織令におきまして、企業局の商務第二課の所掌事務といたしまして映画産業に關する事項が記載されているわけでござります。

○大出委員 設置法上は明文がない、商一般ですから。そこで組織令の面で、映画産業に関するごとくの意味の規定がつくられている。組織令といふのはどこでどういうふうにつくるのですか。

○長橋説明員 組織令は、御承知のとおり政令でございまして、各省におきまして立案いたし、法制局の審議を経まして閣議で決定をされる、かような手続でござります。

○大出委員 まず明らかにしておきたいのは、設置法上これは明文がない。そこで政令という形で、通産省の組織令、これは国会の議は経ていな入つて、だから通産省の所掌だ、筋道はこうなつてゐるわけですね。

そこで、文部省にももちろん関係がありますけれども、実はその程度の根拠で通産省が映画産業を所管をする。そこで、先ほどの御答弁によりますと、輸出適格性のあるいい映画をつくるんだ、こういうことでこの映画輸出振興会なるものを設立する次第でござります。

をした。興長銀債等の引き受けを大蔵省資金運用部の短期の運用計画の中でもらうということにして」というようなことなんですが、さてそこで、この問題は通産大臣が推薦をするという形をとることになるのだろうと思うのであります。つまり設置法にはない、組織令にはある、ばくとして映画産業に關する事が書いてある、だから所管なんだ。さてそこから先、今度は金を出すという場合の通産大臣の責任という問題は、一体そこでどうなるのかという事。たとえば、企業局長なら局長が審査員を任命して何かつくってやっておられるようになりますけれども、一体どういう手続で融資をするというところまで取り運ぶのかといふことです。法的規制、規定かあるのかどうか。なければ、一体どういうようにやっておられるのかどうか、そのところを聞きたい。

○長橋説明員 昭和四十一年度から輸出映画産業振興金融措置が講ぜられました際、通産省、大蔵省の間ににおいて、この短期金融措置をどのように運営をしていくのかというような方針を打ち合わせました。それでは両省で決定をいたしまして、それに基づきまして行政的な措置を講じてやつてまいっている次第でござります。

御指摘の審査員につきましては、まず、国際的な市場性を持つたいい映画についてこの金融措置にあずからせる、かよくな意味合いからいたしまして、協会を通じまして推薦されてまいりました。

○大出委員 まず明瞭かにしておきたいのは、設置法上これは明文がない。そこで政令という形で、通産省の組織令、これは国会の議は経ていな入つて、だから通産省の所掌だ、筋道はこうなつてゐるわけですね。

そこで、文部省にももちろん関係がありますけれども、実はその程度の根拠で通産省が映画産業を所管をする。そこで、先ほどの御答弁によりますと、輸出適格性のあるいい映画をつくるんだ、こういうことでこの映画輸出振興会なるものを設立する次第でござります。

こに、「通商産業省」ということで、四十一年企局——企業局の意味だと思いますが、「四十一企

局」——「昭和四十一年六月二十一日」「通商産業省企業局長熊谷典文」さん、つまりこれは、この形でいくと、企業局長がこれをおきめになつてゐるので、そろでしよう。そこで、中身は「輸出適格映画審査員制度運営規則」、こういうものですね。

「第一条 輸出適格映画の審査を行なうため、企業局に輸出適格映画審査員（以下「審査員」という。）を置く。」こうしたことになつてゐるのでね。

第二条が、「審査員は、通商産業省調査員であつて映画に関し学識経験のある者のうちから、企業局長が委嘱する。」大臣じゃないですね、企業局長が委嘱する。

以下、いろいろござりますけれども、省略をいたします。

そこで、全くこれは簡単な、ちやちなものと言つたします。それでは両省で決定をいたしまして、企業局長が委嘱する。一つは、「国際的市場性を有し、かつ、すぐれた日本映画であること。」これが適格の一つ。二番目が、「当該映画の製作に要する費用の額が適正なものである。」適正といふのは、一体どの程度が適正か、何もないですね。この二つだけ。もう一ぺん言いますが、一つは、「国際的市場性を有し、かつ、すぐれた日本映画であること。」これもできるだけ学識専門のある方々の意見を反映させた形で行なうのが適切な運営上望ましいといふのであること。これしかない。運営に必要な事項は企業局長が定めるというのですから、かつてにきめればいい。あと何もない。それはあること。二は「該映画の製作に要する費用の額が適正なものである。」これしかない。運営に必要な事項は企業局長が定めるというのですから、かつてにきめればいい。あと何もない。そのほかにある条文というのは、審査員は非常勤で、定数が十人だということと、審査員の任期は二年だということ。

○大出委員 もうちょっと詳しく言ひますか、これで

と、これしかりません。いまのこれ、間違いないですね。

○長橋説明員 輸出適格映画審査員制度運営規則に関しましてただいま御指摘の点は、そのとおりでございます。ただ、ちょっと御説明をさせていただきますと、この制度全体の中身につきましては、通産省といたしまして、省議と申しますか、いまして、その中に、通産大臣の推薦制度、そしてその推薦にあたって審査員を委嘱して公正な審査をやつてもらうのだといふうなことが一項目として入つてゐるわけでございまして、それを受けまして企業局長名でこういう内規を制定いたしました次第でございます。

それから、第二点といたしまして、映画につきましては、審査基準が御指摘のように非常に抽象的なことに相なつておりますが、映画の審査、特に製作資金の融資という意味合いにおきます事前に審査に關しまして、その性質上具体的、客観的な基準を御指摘のように一律に設けるということが非常にむずかしい事情にあります点にかんがみまして、学識経験ある方々を審査員にお願いして、そして、審査員のそれぞれの御判断を伺つて判断の客觀性を担保いたしたい、かよくな次第でこの審査員制度を設けたわけでござります。

○大出委員 同じことじやないです。規則はこれしかないのでしょう。省議といつたつて、これは年じゅうやつていてることで、たいして変わつたことはない。内輪が集まつて話しているだけ。

そこで、問題の第一点は、この映画輸出振興協会なる協会はどういうわけであつたのかといふ点をさつきも聞きましたが、これは大蔵省の方にもあとから、この席でなくあらためて聞きますけれども、私も実は郵政省の出身ですから資金運用部資金の運用その他については比較的詳しいのですけれども、これは資金運用部資金法できまつて、第七条に書いてある。これはあなたに聞いていると時間ばかり食つてしまふがないから私は申しあげたのが第三条で、審査基準です。市場性があつて売れそだだといふのと、すぐれた映画だということ、費用が適正だといふことを言ひますけれども、簡単に言つてしまふね。市場性があつて売れそだだといふのと、すぐれた映画だといふこと、費用が適正だといふことを言ひますけれども、簡単に言つてしまふね。七条

中の九号の金融債の引き受け、基準はこれしか書いてあるのじやないですよ。長興銀等の資金についてワクがある、それだけ。だから大蔵省資金運用部の資金を、短期にしろ長期にしろ、いかでやろうとすれば、中間機関を何かつくるなければならぬ、対象にならないのですから。そぞん中に映画輸出振興協会というものを設立した。これはたしか社団法人でしたね。そういうものをこしらえた。そしてこの社団法人の映画輸出振興協会というものが長興銀から金を借りる。そうすると大蔵省資金運用部の資金法第七条の九号に基づく金融債の引き受け、これと引っかけて大蔵省が長興銀債を引き受け、こういう筋道をお立てになつた。だから、「輸出映画産業振興金融措置の概要について」という通産省の文書があるが、これはあとからつくったんですね。なぜかといふと「この金融措置は昭和四十一年度から行なわれてゐるが」となつてゐる。行なわれていたのです。行なわれていたところにこれをこしらえた。「その大綱は次のとおりである。(1)資金運用部は、輸出適格映画の製作資金として興長銀債を引受けける。(2)通産大臣は映画の輸出適格性の審査を行なうため、映画に関する学識経験者を審査員に委嘱する。」(1)のところで、いま私が言つてゐるように、資金運用部が引き受けけるということを明確にしているのです。「資金運用部は、輸出適格映画の製作資金として興長銀債を引受けける。」こうなつて、この制度を三年間やろうということで、こうなつてスタートしたのです。この話し合いで、大蔵省が映画輸出振興協会というものをつくつて、ここが興長銀から金を借りる、大蔵省は資金運用部の短期資金、金融債引き受けの形で興長銀債を引き受けける、こういう話がついた、そこで出

制も何にもないので。設置法にも明文はない。これは組織令、政令です。その中に「映画産業に関すること」と書いてあるだけが根拠です。そこで通産大臣の権限で推薦をする。こういふふうにして、大蔵省と話し合って、直接的には資金運用部の資金法に基づいて貸せない、貸せないから、悪くいえばまん中にトンネル会社をつくった。これは明確にトンネル会社です。映画輸出振興協会には映画関係者ばかり入っている、借りたい方ばかりです。この振興協会に委員委嘱をして、これはいまおたくのほうの委員になつている人と同じメンバーです。全く同じです。「輸出適格映画審査員名簿」、こうありますが、審査委員長有光次郎元文部次官、あと細川隆元さん。隆元さんがどこまで映画を知つてゐるか知りませんけれども。村上公孝ジエトロの副理事長さん。N.H.K.の福良俊之さん。島田さんという方は石油開發事業団副総裁、この人が映画を知つてゐるのかどうか知りませんけれども。池田義信さん、松方三郎共同テレビニュースの会長さん、林文三郎さん、早稲田大学教授。こうなつてゐるのですね。それで、そこから先一体どういうふうに貸してゐるのかということですけれども、だめになつた映画に金を一億数千万貸してしたり、これはずいぶんいろいろなことになつていて私はあきれ返つているのですけれども、ここに幾ら貸して いるかという中身があります。これは旧五社が中心なんですが、五社のうち三社、松竹、大映、日活の三つしか貸していない。私も方々から言われておつて、まさかそんなばかなこと、幾ら何でもいまの官庁機構の中でそこまでどうもわけのわからぬことをやつてはいけないだらうと言つておつたのですが、これはかつて新聞に一回出たことがある。読売新聞が書いている。そうなつてくると私も、これは信憑性があることだからというのでこの人たちの話を聞いてみたら、その方々の私に言う話では、浮き貸しをしていると言うのです。製作費の倍以上を申請書面の中に載せて、六千万円しかか

がかつてないものを一億二千万円で出した。それ動産のほうに金を回しているという話もある。そんなばかなことをやつておつたではそらいいことになる。大蔵省資金運用部の金は厚生年金の積み立て金とか、郵政省の簡易保険、郵便年金の積み立て金だの、貯金だの、一ぱい入っているのである。これらは庶民一般の方々の金ですよ。そろそろなると捨ておけぬといふことになりますが、これは制度的にもう一べん考えてみる必要がある。大臣権限でこんなことが簡単にできたら私はたいへんなことになると思うのです。

そこで、四十一年に松竹の三本の映画に、これがこの基準に合ったというわけでしょう、三億二千八十万円金を貸した。これはお断わりしておきますがけれども、通産大臣にものを申し上げなければならぬ場面もありますから、後ほど資料を出していただきたい。ここに私は貸した映画の、最近のもののがありませんのでそれもほしいのですが、すけれども、ほとんど全部の中身を持っておりません。だから合うか合わぬかといふのは私のほうの資料とす。非常にたくさんございます。これは番号がふりてありますね。これだけあるのです。その申請に基づく製作単価は、私もいささか調べていますが、それとも、ほとんど全部の中身を持つておりません。非常にたくさんございます。これは番号がふりてありますね。これだけあるのです。その製作単価には二つあります。一つは純製作単価といつていて、もう一つは、それからもう一つは、多少そこに、俳優費でありますとなんとかいうもの以外に、宣伝その他を含む費用が入っているもの、二つありますけれども、三本で三億二千八十万円を四十一年度松竹に融資しております。それから大映には四本で六億一千五百万円融資をしておる。日活には一本で二億三千六百万円融資をしておる。そうすると、ならしていきますといふれども、一億をこえる製作単価になる勘定です。一億何千万といふ金です。それでこれの返済は、松竹は四十一年度六百万しか返済してない。だから四十一年の残額が三億一千四百八十万すっぽり残っている。大映の場合には

六億一千五百万借りたらち一千五百二十万返しただけで、五億八千九百八十万円の四十一年度に残、日活が二億三千六百万借りておつて千六百万しか返してませんから、二億一千九百二十万残つた勘定になる。これだけ残額がある。翌月から月賦で返すことになっておりますけれども、これはその規則に何にも書いてないけれども、話し合いでそういうことになつたのでしよう。そこで、四十二年になつて松竹にまた一本、前の残額が三億一千四百万あるところへ二億五百六十万、さらに二本分貸した。だから、この時点で五億二千四十万の融資になつてゐる。五億からの金ですよ。これは。それで、四十二年度には五億になつたんですから、松竹は二億一千五百万返済をした。だから、四十二年の残が二億九千五百四十万。これに今度は四十三年になつたら、六本で六億七千七百万また貸しているのですね。だから何と四十三年度当初の松竹の借金が九億七千二百四十万、こういう計算なんですね。これは日活だつてそりやなつちやつてゐるのですね。だから四十三年度の残額は四十二年度よりもさらにはるかにふえちゃつて、四十三年度残額は五億七千三百四十万、こういう計算なんですね。

ですよ。大映だつてみんなそうです。これは一例をあげただけですけれども、貸しただけで総額六十数億ですよ。六十何億もの金を四十一年、四十二年、四十三年で貸している。大蔵省資金運用部の資金というのは、さつき申し上げたように庶民一般の金ですよ。これはどうでしよう。

さて、これはまだちらつと見ただけでそうなんです。問題は中身なんです。御答弁いかんによつては、詳しく調べてありますから幾らでも詳しく申し上げます。

これを一つ見ますと、これは新聞にも出ておりましたけれども、実は「奔流をいく男」というのがあるのですね。これは日活です。これは一億三千万近い製作費を貸しているのですが、できていないのです。今日までいまだかつてないのです。どうなつたかといつたら、台湾海峡でロケをやることになつておつたけれどもできなかつたからや

しで返している。差し引き返した勘定になるだけですよ。これはあとから借りているのですから。いくと、どんどんふえちゃっているのですからね。四十三年末というは五億七千三百四十万も松竹でいえばあるのですからね。日活でいえば、これは八億三千四百四十万、四十三年末であるわけですね。そろすると、返してすぐそこまでまた何億も借りているのですね。何億も返して何億も貸したものはどういうわけだと言つたら、振興協会が何と答えたかというと、たまたま「奔流をいく男」を返してもらつた。一年間もできない映画に貸しておいて——つくられていないのでよ、これには、一億数千万貸しておいて、それを返してもらつたときに、また別に金を今度は貸しているのですよ。たまたま返してもらつた時期と貸す時期が一緒になつたんだと答えてる。こんなばかな話はないでしょ。借りた金から返しておるのであります。差し引きそらなる。そういうへらばらな話はない。そうかと思ふと、日活でもう一つ「鮮血の記録」というのがある。どんな映画かわかりませんよ。これはできていないんだから。向こうさすの言いわけというのは、昨年の七月に、最初製作費を八千万ばかり予定をして始めた。ところが、監督さんが病気になつた。それで、かわりの監督を見つけたら、今度は国際映画の「提携映画の監督に引っこ抜かれた。また監督がなくなつた。だからできない」という。それで四月ごろになつたから——もう四月になりましたけれども、四月ごろになつたらやります、こういうことです。こういういがげんなことで、はたしていいのかどうかという問題ですね。

ものが基準になつてゐる。それから國際的市場性を有し——とてもじゃないがそんなことになつてないですよ。

これもまた御答弁いただいていると時間ばかりかかりますから私のほうで言いますが、一番最初に松竹に貸したのは「神火¹¹」、これが海外収入は幾らかといいますと、これは米ドルでいきまして六万八千九百六十四ドル、こういうことです。これでいきますと日本の円にして二千四百四十万ばかりの金になります。それから二番目に松竹に貸しました「宇宙大快獣」というのがある。これが六万四千六百二十米ドル、これも二千三百四万円、この辺はまだ幾らかいいのですよ。それで三番目に松竹に貸してある「智恵子抄」、これは輸出しています。これが二万四千二百六十九米ドル、八百六十四万円です。その次に松竹に貸しております「女の一生」というのがあります。これは九千八百三十九米ドル、三百五十二万円。その次の松竹に貸したやつ三万六千ドル、これが千二百九十六万円。もう一つ「わが闘争」、これが六千九百五十米ドル、日本円にして二百五十万円。これから先べらばらに悪くなる一方。その次の、これも松竹でけれども「黒断魂」、例の丸山何がしがやつたというやつですけれども、これが五千百四十五米ドル、日本の金にして百八十万円です。その次の松竹映画で「白昼堂々」というのがあるのですね。これは二千三百三十六米ドル、八十二万円。その次の松竹で「昆虫大戦争」というのがある。これはめんどうくさいから日本の円だけで言いますと、これが百十一万円ぐらい。その次の松竹で「日も月も」、これは二百三十万円。その次のやつがもう一つあります、これは百二十九万円しかないのですよ。こういう海外収入しかないのですよ。市場性がない、全くないのがわかつて、この辺から下は、これはみんな製作費を一億も貸していく、これは全部四十一年度。では松竹が海外で得た外貨は一体幾らかといいますと、日本の円に換算して、四十一年度松竹が外国で売れた額は五千六百八万ですよ。四十二年年度

四十二年が五億二千四十万、四十三年が九億七千二百四十万、こうなつていて、片方の、この映画が外国に行つてかせいでくるほうは四十一年が五千六百八万円、四十二年が千六百四十八万、四十三年は千二十二万円、こういふ理由かわかりませんが、先ほどのお話では、どういふ理由かわからなくなつておつて、はたしてこの運用といふものを持めていいのかどうかということ、これはだれが考えたつて、こんなことは常識ですよ。それを今までせんけれども、四十四年度、四十五年度は引き続いて臨時的に延長する措置をとつた。措置をとつたといつたつて、あなたの方通産省がかつてに延長しただけですよ。国会で審議したわけでもなければ、法律でもない。設置法にも何にもない。組織令の中に映画産業に関することが入つてゐる。それに基づいて、おたくの大蔵が推薦をする。大臣が推薦したものについて金が出なかつたのは一件もありませんよ。全部出でている。そうでしょう。しかも、大蔵省の資金運用部は興長銀債の金融債引き受けを最初にきめておいて、トンネル会社の映画輸出振興協会をこしらえて、そこで興長銀から金を借りる。そういうふざけた——行政上の制度ですよ。これは、こんなばかなことがあつていいはずはないと思ふ。お認めいただけれると思うのですが、いかがですか。

ございまして、この映画輸出振興協会が設けられましたのは、この規定との関係で、資金運用部の金融債引き受け措置に映画業界が均てんいたしましたためには、どうしても振興協会をつくらなければならぬ、そのような事情ではないわけでございまして、金融をいたします興長銀側といたしますても、業界の共同のそういう社団法人といつもを通じての融資が好ましい、こういうふうな融資者側の意見などもございまして、業界共同の措置、かよなことで共同体制が整備されたものと了解いたしております。

○大出委員 そんばかな話がありますか。これは一体だれがどこで責任を負うのか。

○長橋説明員 融資の状況はただいま大出先生から御指摘のとおりでございまして、四十一年度までに合計貸し付け額といたしましては六十三億でございます。返済額が約四十二億でございまして、四十一年度末の貸し付け残としては二十一億何がしか残っておる、かような現状でございます。そしてこの融資を受けました映画の輸出状況でございます。いま御指摘のございました全体で申し上げますと、映画の年々の輸出が四百万ドル台になつております。この金融措置の目的にもかかわらず、過去四年間におきます融資対象映画の輸出状況を合計いたしましても、百二十万ドルくらいといふらなことでございまして、その点につきましては、今後この制度の運用資金が存置されております間におきまして、審査方法あるいはまた業界の製作態度といふらな点につきましても十分にチェックいたしまして、およそこういった制度がございます限りにおきましては、その輸出振興というふうな目的にさらに効果をあげるように努力をいたさなければならない、かようになります。なお、融資にあたりましては、金融機関、興長銀は、通産大臣の推薦があつたから無条件に全額金を貸す、こういうふうな態度ではございませんで、融資を受けました映画につきまして、その製作会社の担保状況その他十分審査いたしまして、担保を十分にとり、必要な

債権保全の措置を講じた上で貸し付けているわけですがございまして、今まで返済に閑ましまして所定の約定どおり返済されなかつたといふものは一件もないわけでござります。ただ、先生御指摘のように、一本相当長い間製作が実施されず、結局計画が流れてしまつたというふうなケースも過去にございまして、こういった点につきましては、今後二度とこういうふうな事例のないように十分に厳正な運営につとめたいと考えております。

○大出委員 あなたがそういうことをおっしゃるなら、少しこまかく聞きたいのですけれども、これは私は大蔵省に聞いてみた。大蔵省資金運用部資金法のたてまえ上、これも知らないわけじやないけれども、貸せますか。日活だ、大映だ、松竹に。それは貸せません。したがつて、これは政治レベルで大蔵、通産で話し合われて、輸出映画振興協会というところを通じてということで、短期資金運用計画の中に入れました。興長銀から協会が金を借りるのであるから、その債権の引き受けは法的にできますから、そういうことにさせていただいた。大蔵省資金運用部資金法、つまり融資対象はないといふんあつた。ほくのはうもいきません。これは明確なんですよ。これは当時だつていろいろもごとがあつたことを私も記録してある。政治的にもそういうことをすべきではないといふ人もすいぶんあつた。いいかげんなことを言つてゐるのではないのですよ。あらためて通産大臣がお見えになつたところで、大蔵省のほうにも来ていただきて話しておきなは認められておられる。しかも期限が来ているのに二年も期限を延長されて、なおお続けるようなことを言つてゐる。いまこれを全部回収してくる金がほんのわずかしかないといふこともあなたは認めておられる。しかも期限が来ているのに二年も期限を延長されて、なおお続けるようなら、どうなるか。あなたは二十数億とおっしゃつたが、正確に言うと、二十一億一千七百

百七十万残っている。これを回収してごらんなさい。
い、つぶれてしまします。大日配給というのをこ
しらえて、大映と日活と製作を月三本にすると
か、一三本できないのですよ。無配会社でしょ
う。これは無配ですよ。私のところの横浜の日活
の映画館は閉鎖をしている。また松竹の大船撮影
所がありますけれども、行ってごらんなさい。化
けもの屋敷と同じです。スタジオじゃない。何も
やつてない。そういう状態になつてゐる会社で
あることは事実です。いつつぶれるかといふ会社
です。そういう状態がわかつてゐるわけですよ。
二十一億そこらとつてごらんなさい。念のために
あなたのほうにお願いしておきますけれども、担
保とおっしゃるけれども、何と何と担保物件で
入つておるかということを資料でお出しただき
たい。形だけのものでは困るのですよ。それから
財政法との関係があると私は思つてゐる。違反
じゃないかと思っている。

しかももう一点だけ具体的に承りたいのです
が、まず日にちを申し上げます。本年の二月二十一
日に封切りが行なわれてゐる遊映画がある。
これに対して一億三千万円をあなたのほうは融資
しておる。それが封切り前、封切りが二十一日で
すから、その前日の二月二十日です。映画が封切
られた二月二十一日の一日前の二十日に、さつき
あなたは先に融資してしまつてできなかつた映画
の話、まだできない映画の話をしましたけれど
も、これはあした封切りだというのに、その前の
日に一億三千万金を貸しているのです。それで、
返済方法は何でできまつていますか。

○大出委員 どういう約定なんですか。

○長橋説明員 融資の条件等のルールにつきましま
しては映画輸出振興協会と興長銀との間の約定でき
まつていてるわけでございます。

ますが、まだその前例はございません、すべて三年以内ということで実行されております。

据え置き期間につきましては、封切予定期の翌々月末まで二ヶ月半くらい、最大三ヵ月近いものでございます。それまで据え置くことができる。

返済額といたしましては、あらかじめ計画としてきめられました月々の収入予算の一一定額を返していく、こういうふうなことでございまして、大体最初の一年で全額の六〇%、第二年目が三〇%、それから第三年目で一〇%の返済割合、かような約定内容になつております。

○大出委員　そんなことを言つたって、返した日に貸しておれば一緒にやないですか。これは同じなんですよ。協会の内規というのがござりますでしよう。御存じですか。

○長橋説明員　協会といたしまして貸付要領といふふうなものをきめておりますことは承知いたしております。

○大出委員　製作中止になつた映画については、融資内規にどうすることになつておりますか。

○長橋説明員　その協会の内規におきましては、製作中止になりました場合の事態を特に想定いたしました規定はないよう承知いたしております。

○大出委員　融資内規によりますと、製作中止の場合はちゃんと即日全額返済をすることになつておる。つくらぬものを借りておく、そんなのはかな話はないじゃないか。

○長橋説明員　契約を履行いたしません場合の繰り上げ償還の規定の適用といたしまして、まさに先生御指摘のようなことになろうと思ひます。

○大出委員　一億からの金を一年間もなぜほつておくのですか。そんなばかな話はないじゃないですか。こういふことをやつておれば、通産省の役人の方々はどこへでも天下れますよ。これだけのことをしてやつてゐるのですから、そうでしょうね。この間私は、歴代企業局長さんがどこへ行つたか全部ここで申し上げた。何年何月退官されど、どういう名前で、どこへ入つて、どうなつた

か、六十人ばかりの方のを全部調べた。それは、あなた、これだけのことをやつていればどこだつて手を合わせて拝んぢやう。通産省のおおかげで大映だ、松竹だ、日活だは、やうとこさゝとこ生かしてもらつておる。こういうふざけたことべでもらつておるけれども、疑いという段階で、それ以上のことは皆さんが言わなければども、こはだれが、どこでこの責任を負うのですか。しかも私のところでいろいろ話をされていることを聞いてみると、五社といふけれども、反五社といふものもあるのだが、この金の行くえというのはあなた方御存じですか。六十何億といふ金をたらい回しで、つなぎつなぎどころがしているのだ。これは少し難しが出でてきて、どこかに芽が出てくるのじやないかといふので、あなたのほうはあわてて向こうに、早くこらやれ、こうやつたほうがいいということを言つておるけれども、それだからて金がないのだから追つかない。だからいま二十一億一千七百万も残ごつちやつた。金が払えないのですよ、つぶれる寸前なんだから。大日本映画配給株式会社なんといふのをこしらえたと、いつたつて、この秋までもつかどうかわからぬ。そういうことになつておるのに、あなた方も私はいささかどうかして いると思う。

を言つていつたのは話は別だけれども、大臣が推薦したもので興長銀が金を貸さぬと言つたならば大臣の権威にかかるのですよ、どなたがやつておられたつて。だから全部認めておる。そうでもない。しかも、設置法には何もない、組織令の中に映画産業にかかるものがある、資金運用部の対象にならない、ならないから貸さぬ、映画振興協会といふものをまん中にこしらえて、各社から担保を取る、各社だつて協会の中ですから、あとから申し上げてもいいけれども、みんな映画関係者でしょ、担保もへチマもない。そういう形をとれば幾らでもできるようになつておる。そういうふうで事が進んでいいのかどうかといふこと。しかも四十三年までとなつておるもの、四十四年、四十五年と延長措置をとりましたところが、法律でも何でもないものが、だれが一体どういう措置をとつたか公になつておるにいり。そらでしょ。こういう組織といふものが今日ほかの省にもいろいろあるとすると、これは単に行政機構といふものは大きくなり過ぎるから押えるの縮小するの、一次計画、二次計画といつているところの段階じゃない。行管なら行管は監察もするのだから、会計検査院だつておるのだから、もしこんなことがそこらじゅうにあるとすればたいへんなことだしょ。浮き貸しみたいなものだ。製作費の一倍半も水増しで申請しているのがあるのですよ。書面審査だからといふので、全部そのとおり貸しておるのですよ。六千万しかかってないものを一億三千万円申請しているのだ、そんな金を一体どこでどう使つちやつておるのか。しきりといろんな話がくる。私はきょうは行政機構といふ問題でものを申し上げたいので、こんなルーズなことが組織上、機構上はつぱつておかれていいはずがない。公団だ公社だとやかましく言つておるけれども、とんでもない話だと私は思うからあえて取り上げたわけなんです。だから、通産大臣のいるところで金の使途について私は明確にものを言いたいだけれども、こういうばかりかげたことが組織上許されてやみからやみへ、

を言つていつたのは話は別だけれども、大臣が推薦したもので興長銀が金を貸さぬと言つたならば大臣の権威にかかるのですよ、どなたがやつておられたつて。だから全部認めておる。そうでもない。しかも、設置法には何もない、組織令の中に映画産業にかかるものがある、資金運用部の対象にならない、ならないから貸さぬ、映画振興協会といふものをまん中にこしらえて、各社から担保を取る、各社だつて協会の中ですから、あとから申し上げてもいいけれども、みんな映画関係者でしょ、担保もへチマもない。そういう形をとれば幾らでもできるようになつておる。そういうふうで事が進んでいいのかどうかといふこと。しかも四十三年までとなつておるもの、四十四年、四十五年と延長措置をとりましたところが、法律でも何でもないものが、だれが一体どういう措置をとつたか公になつておるにいり。そらでしょ。こういう組織といふものが今日ほかの省にもいろいろあるとすると、これは単に行政機構といふものは大きくなり過ぎるから押えるの縮小するの、一次計画、二次計画といつているところの段階じゃない。行管なら行管は監察もするのだから、会計検査院だつておるのだから、もしこんなことがそこらじゅうにあるとすればたいへんなことだしょ。浮き貸しみたいなものだ。製作費の一倍半も水増しで申請しているのがあるのですよ。書面審査だからといふので、全部そのとおり貸しておるのですよ。六千万しかかってないものを一億三千万円申請しているのだ、そんな金を一体どこでどう使つちやつておるのか。しきりといろんな話がくる。私はきょうは行政機構といふ問題でものを申し上げたいので、こんなルーズなことが組織上、機構上はつぱつておかれていいはずがない。公団だ公社だとやかましく言つておるけれども、とんでもない話だと私は思うからあえて取り上げたわけなんです。だから、通産大臣のいるところで金の使途について私は明確にものを言いたいだけれども、こういうばかりかげたことが組織上許されてやみからやみへ、

こういうことが知れなければ、何もだれも言わなければ、これは三つの映画会社がつぶれていくのをやつと助けておる。そんなことをやつておいたので、これはえらいことになつてしまふと私は思うので、こういう機構といふものは、一体行管の皆さん聞いておられて、これはいいのかどうか、大臣これはどうですか。

○荒木国務大臣 審査会といふのが学識経験者の個人の意思を開くといったてますとあれば、これは形式論ですけれども、国家行政組織法第八条機関とはなり得ない。集団の意見を開くならば、これはやはり立法事項だらうと思います。

○大出委員 名前は審査委員会、実質は調査員、抜け道はちゃんとできてる。審査委員会といふから、これは八条機関なら八条機関で明確になつてゐるものかと思つて調べてみたらない。いろいろ聞いてみた。聞いてみたら審査委員会、こんな

ものを簡単にかつてに大臣が任命してできちやうものか、ほんとうに客觀性を持たせることになるのかどうか。ほんとうの審査委員会、審議機関なら八条機関なら八条機関に明確にすべきじゃないのか。そしたら、その中身は調査員だというの

かくのこととき審議会、協議会等、集団としての意思を決定して行政の役に立てるという性格のものであれば、これはやはり立法事項だらざるを得ないじやないかと思います。

いずれにしろ、きょう初めて承つたので、実情を調査した上のことでないと、しかとしたことは

○荒木国務大臣 よく調査してみなければ申し上げかねますけれども、さつき申し上げたとおり、かくのこととき審議会、協議会等、集団としての意

思を決定して行政の役に立てるという性格のものであれば、これはやはり立法事項だらざるを得ないじやないかと思います。

ただ集団としての意思を明らかにするならば、これは明確な審議機関として八条機関を適用していくことになるのだけれども、この種の問題はすべて公になるようにものごとを進めなければ、とくやみからやみになつてしまふ。そういう

ことになるのだとすれば、ほんとうのことを考えていいかなれば、ほんとうのことを考えていいかなふるといふことになるし、私はこの種のものは明確にしていただ

ければおつしやつていただきたい。

○河合政府委員 ただいまお話しの件でございますが、ちょっとと補足いたしまして、審議会等八条機関は、ただいま大臣よりお話を申し上げましたよう、合議体として意思決定をする機関でございま

すが、そうでない個人の意見を聞く会合でござ

いませんが、そこで個人の意見を聞く会合でございませんが、これは従来そういう例も多々あつたかと思ひます。ですが、現在開議にかけまして、そこでそういう開談会をつくりますようなものにつきましては、主として国内で売れなければ製作費は出でこないのです。減つて売れないのですね。これは国際的に見てつて映画といふものは下火だから当然そうなふるだらうと思います。そうすると、さつき申し上げた数字のとおり一千万という単位になつてしまつておるわけですが、これはせめて行政機構を扱つておられる行管ならこの種のケースがほかにあるのかどうかおわりがもしれぬ。したがつて、ここで取り上げてみて、行政機構といふものをつぶれておられる行管の側から、こういう中途はんばなわけのわざがあるので現実は把握いたしておりません。

○大出委員 だから、そうなると開議も手がなく行政管理厅に協議をしていただいております。各省の省令段階のものは協議をいたしておりますせんので現実は把握いたしておりません。

○大出委員 だから、そうなると開議も手がなく行政管理厅の協議もない。そうすると全く

お手盛りで六十何億の金が動いていつてしまふ。こんなばかげたことを捨ておける筋合いではないのです。いまやみからやみに話をしていたから——局長、河合さん、そこで大臣とやみからやみの話をしたのでは困るからものを言つたのだけれども、明らかになると、行政管理庁も手続的にも協議も何にもない、全く通産省限りで、しかも企業局中心にかつてにこれが延びたり縮んだり——なんだりではない、延びているのですが、四十三年だつたというのを延長措置をとりましたといつても、企業局限り、これは大臣、協議とおっしゃつたから、そういうばかなことは——これがもし間違つて金が取れなかつたらどうことがどう責任を負うのですか、これはどうなるのですか。

の措置として実施いたしておるわけでありまして、先生御指摘のような責任という意味合いにおきましては通産省が責めに任すべきものと考えております。

○大出委員 責めに任すべきものといつたって、通産省は組織、機構であつて返済能力はないのです。ないでしょ？ が、通産省が通産本省でも壳ありますか、そんなこと本気ですか、ほんとうに正氣で言つておるのですか。

○長橋説明員 これは制度の問題としてお答え由し上げたわけでありまして、金の取れなかつた場合の責任、こゝへ来てとござります。これは融資契約でございますので、銀行と融資を受けた者、そういう筋合いであることは申し上げるまでもございませんが、また金融機関におきましても、資金運用部資金を金融債引き受けの見合いで融資しております立場といたしまして、担保の徵求、債権の保全措置については万全を期しておるものと了解いたしております。

○大出委員 これは先ほども申しましたが、各映画の製作費の一覧表をお出しいただきたい。書類審査ですから出ておるわけです。それから貸し出

ている。六千万しか事實上製作費はかかっていないのに、一億三千万と書かれているのですからね。私のほうの資料、一、三明確なものがあります。それはよけい借りた、書面審査だから間違つた、だからどうとか、へ理屈はあるけれども、実際にはそれほど製作費はかかっていない。ほかないに使われていてるに違いない。ここには、他の事業ありますけれども、そのほうの話も二、三聞いておる。それが明確になれば、これは明確に資金運用部資金法なり財政法なりに違反する。目的外使用をしたんですから。その場合にどういうことになりますか。どこがどう責任を負うのですか。

○長崎説明員 先ほど某御指摘のあります点でござりますけれども、個々の映画について審査いたします。そして、その要所の製作費は八割と、い形で融資をしておるわけでございまして、審査にあたりましては、個々の費用ごとに、御指摘のように書面審査ではございませんけれども、十分な聞き取りもいたしましてチェックをし、査定すべきものについては所要の査定もいたしているわけでござります。

目的外使用という点につきまして非常に世間の疑惑を招いておりますことは、非常に遺憾思つておるわけでござりますが、今後とも、そういう点については十分厳正を期した運用を、この制度が残っている間はやってまいりたい、かように考えております。たとえば、目的外使用というふうなことになりました場合は、まず融資契約の当事者の契約違反、そして繰り上げ償還、かよくなつたてまさになろうかと存じます。

○大出委員 先ほど来申し上げておりますように、通産大臣にお伺いをする場面もござります。設置法との関係もありますので申し上げるつもりでおりますが、ただ、この際明らかにしておきたいのは、いま御答弁の中に、目的外使用、つまりこの金をどう使つておるのかという意味の世間の疑惑を招いていることは遺憾だというお話を実はありました。そこらはお調べになつたんでしょ

○長橋説明員 いろいろチェックをし、検討している段階でございます。

○大出委員 その調べた結果はまだ出ておりません。

○大出委員 大映なんかの赤字額を見ますと、資金四十億ですか、ほぼこれに匹敵する赤字なんですね。そうすると、これはもうほとんど、この会社というのは、かりに倒産をすれば、金が取れぬのです。中身を調べてみると。そのときになんてからいろいろ騒いでみても、これは当事者の責任だと言つてみたところで、通産大臣が推薦をして形になつている。しかも調査員という名目で、あつたにせよ、十人の方を集めてやつっている。そしたら、これはやはり形式的に責任がないと言つなると、これはやはり形式的に責任がないと言つていいらしい問題が出てくる。行管の荒木さんがおいでになるときだから、よけいな「まかん」とは申し上げていないのでされども、私、この次に通産大臣にもう少し具体的にかつこまかくくのを承りたいので、そのところはひとつあなたの方へお話をいたしたい、あなたのほうで大臣によくお話しいただいて、あなたの方へお話をひとつの結論をひきたいのですが、私もこれは黙つていられませんからね。言うだけのことを言い、明らかにすることだけは一なればなりません。そのところをひとつお伝えおきをいただきたいわけであります。これは官庁機構の中で行なわれていることですからね。たがつて、これは行管の皆さんにも御意見があれば承りたいし、聞いておいていただかなければならぬと思つて申し上げたわけですが、そういうふうにしていただきたいたいと思います。

それから、差しつかえない資料はお出しをいただきたいと思っているわけでございますが、その点をつけ加えておきます。

りあえずさようはとどあきせていただきまして、大臣に御答弁をいただきたい点について申し上げたいと思います。

この前、行政監理委員会で意見がいろいろ提出されておりますが、旧来、ちょいちょい責任者でもある荒木さんが御退席の上でものごとをまとめて、いろいろ出しておられるわけがありますが、都合のいいときは、行管の皆さんには、「これは実質的には監理委員会の意見でございますから、こういううまい方をされてきたわけであります。つまり、總務部法なんというものは早く通せというようなことを荒木さん御退席後の席上でおきめになつたときには、六人の委員の方々も申しておるところですございましてなんということを言って、私にはまだいふやかましく攻められた。六人の中には、あなたが当時一緒にやつてこられた太田さんもお入りになつておりますからなんということをおっしゃいましてね。こんなことは正式の委員会の意見じゃないんじゃないかと言いましたら、いや、実質的には委員会の意見でございますと言うのですね。ところが、今回の場合、私方々に御連絡を申し上げて、さて、ああいつものが出てんだがといふことになるとなるわけなんですが、新聞を見ると、行政監理庁はこれを黙殺なんということが書いてある。そうすると、行政監理委員会がいろいろ御苦労をなさって——私は断つておきますが、この委員会の性格上、川島さんが行政管理庁長官の時代に臨時行政調査会などもおつくりになつたわけですから、そちらのたてまえもあり、臨調あるいは行政監理委員会のいっておられることについては、例外も、もちろんなくはありません。生きた機関です、からくはあります。だから、大筋としてできましたら、だけ協力をしていくという考え方で実は進めてきているわけです。そういうたてまえに立ってそのを承りたいのですが、今回出された大人の方の御の意見について、その後一体どういうふうに御

臣の御意見をいただきたいと思ひます。

○荒木國務大臣 六人の委員の方が私が除いた形で意見を発表された。これは異例に屬します。形式論を申し上げれば、行政監理委員会の意見ではないということになるわけですが、これはどういう都合でそういうふうになったかは、面と向かってじきじきに相談したわけじゃありませんからわかりませんけれども、推測しますと、行政管理廳長官という執行部を含めた行政監理委員会の意見となればひまがかかる。とかく、執行部としましては、意見を出す以上は、それが実行できなければならぬと考える傾向がありますために、それでは間に合わないということで、六人の委員個々の名前を連ねた形をとられたものと推察するわけであります。さりとて、新聞に出でおりますように、黙殺するだの、正式のものじゃないなどのなどといふことを申したわけではございませんで、直ちに検討を命じまして、一々の事項について

○大出委員 そうしますと、新聞ではこう書いてあるのですね。「行管庁」としては事実上これ「を」——いま黙殺するの云々のということはないというお話なんですが、しかし何ら形になって行管から出てこなければ、客観的に見れば事実上黙殺ということになるので念のため承りたいのですが、「①委員長である荒木長官抜きの意見書は公的なものと認められない②事業団の整理は、所管省の高度な」「高度な」と書いてあるのですが、「高度な政策問題であり、行管庁が政策内容にまで立ち入ることは行管庁設置法上、権限外である③また事実上、他省庁の政策について議論できません」だけの材料もスタッフもない——などが行管庁側の言い分だ。具体的に申し上げればこうなっていふのですが、この三点に分けて、この辺はどういうことにお考えですか。

○荒木国務大臣 その三点を私は新聞記者諸君に話したことはないのですけれども、いま申したと

おり、直ちに検討を開始しまして検討中であります。

○大出委員 検討中が三年くらいかかると実際に
は検討していないことになるのですけれども、そ
れはそれといたしまして、この中身なんです、中
身について、これは機構ですから承りたいのです
が、まず1では「行政機構」ということになつて
おりまして、まず食糧事務所があげられている。
それから統計調査事務所、生糸検査所、これは農
林省所管だらうと思うのであります。が、この部門
については実は農林省設置法等との関係がありま
すが、ここれらのところはどういうふうに行管はお
考えでございましょうか、旧来の考え方を聞きた
い。

○荒木国務大臣 事柄は、簡素、合理化して、あ
るいは要らなくなるんじやないかななどといふよう
な見解もありますけれども、何さま超党派の附帯
決議がございまして、出血整理はまかりならぬ、
極力配置転換してやるべしということございま
すために、行政機構に廻しましては、ありよう
は、すぐそれを実行することは不可能に近いであ
る、こういふふうに思います。ただ農林省とし
ても、食糧事務所あるいは統計調査事務所等につ
きましてやはり同じことを考えておられると思え
まして、年々歳々定員は縮小しつつあります。こ
れが配置転換と申しましても、食糧事務所あるい
は統計調査事務所等の人は高年齢層が多うござ
います。配置転換といつてもなかなか困難だという
こともあるようであります。そういう実情も考慮
されながら、年々歳々定員を縮小していくといふ
方向をたどつております。行管厅としましては、
附帯決議の趣旨を尊重する意味において考える限
り、それしか手はないだらうというふうに考えて
おります。

○大出委員 いまの御発言は三年、五%なりとい
うものをさしておられるだらうと思うのですが、
これは長官もおいでになつたところで、私佐藤総
理に質問をいたしまして、そのところは念を押
したわけであります。総理も、決してそういうこ

とはしない、こういう御回答でござりますから、最高方針がそうである、こう理解をいたしておるわけであります。お断わりしておきますが、実はあの意見書が出ました關係で、事行政監理委員会のメンバーの方々ですから、長官である荒木さんがあのメンバーの責任者であるということがいかどうかという実は制度論もある。だから前回も長官退席のところでものをまとめて出している例もある。そういうふうなことも考え方あわせまして、私どもには私どもの考え方があるのでですが、一般の職場の方からすると、何かしらぬがなくつちやうんじやないかとか、大なたを振るわれるのじやないかといろ心配がたくさんある。私も、所管が所管ですから、いろいろ質問をされたり、心配の向きのお話をいただいたりする。だから、現状を行管はどう一体考えるかという点をはつきりさせておきませんと、いつまでも、あれがやがてこうなるんじやないか、これがやがてあるなんじやないかといら先行き不安を含めて、おちおち仕事ができぬ人もいる。これは捨ておけないという気がするので、そういう意味で実は取り上げたわけです。

むしろふえておる時期でありますし、それから複雑化している面もあるわけでございます。それに対しまして人員のほうは、昭和三十八年を頂点といたしまして、その後むしろ減少しておる。現に昨年度、本年度もまた定員削減をいたしましたわけでございます。そこで、私どもはその中で極力仕事をのいわば合理的な遂行といふことにくふをいたしまして、たとえば検査を計画的にやりますとか、あるいは機動力を増強しますとか、あるいは事務能率を機械化によって向上するということにくふをいたしまして、いわば業務量の増大、複雑化に対処しまして、人員の削減に対処して仕事を遂行している、こういふきさつがあるわけでございます。今後ともこういう方向はさらに進めたいかなればならないというふうに考えておるわけでございます。

それから機構につきましても、特に最近は道路事情がよくなりましたものですから、昔は出張所というものが現地の検査と直結しておりましたのですから末端に配置しておりますが、だんだんそういう道路事情の変化に伴いまして、出張所を統合する、こういうこともいたしたわけでございまして、今後もそういった方向で進めてまいりたい、こう思つておるわけでございます。

○山下説明員 生糸検査所につきましては、六人委員の御指摘は、これを廃止をして民間に移すことを提言しておられるわけでございますが、これに対しまず私どもの考え方、現在までのところ整理されておりますものを申し上げますと、御承知のとおり生糸は非常に高価な商品であるといふことをございまして、その検査結果のいかんは、取引当事者はもちろん、原料生産者であります養蚕農家自身に關係するところがきわめて大きいわけでもございます。こういうような事情を反映いたしまして、生糸の流通秩序は、過去長年にわたり、検査精度が高くかつ公正な国の生糸検査所の検査規格につくり上げられてきておりますので、生糸検査体制の改変には慎重な配慮が必要であるとい

ようふうに考へておられます。また、今回の御提言の如きは現に國の検査にかわり得るような高度の検査を行なうことは、實際問題としていたしまして財政的にも技術的にも著しく困難であると考えられます。しかし國の生糸検査所につきましては、現在行政管理厅によります行政監察を受けておりますところでもございましたし、またわが國の蚕糸事情が大きく変化したことでも事実でありますので、生糸検査のあり方等につきましては、行政管理厅とも十分協議いたしながら慎重に検討いたしたい、このように考えております。

○岩本説明員 農林統計組織につきましては、すでに農林省設置法で改正案を提案をいたしましたて、組織のあり方について国会で御審議をいたがる最中でございます。

この法案は、かねて臨時行政調査会等の答申によされましたし、また一昨年でござりますが、行政改革三ヵ年計画の閣議決定の趣旨に沿いまして、統計調査業務に支障のない範囲内で機構を整備、簡素化するという方針で提案をされておりました。したがいまして、今後の方針としましては、この法案の御審議の過程で表明されます国会の御意図等を尊重しまして対処してまいりたいと考えております。

なお、大人委員の勧告の中に、統計調査組織について仕事を整理、縮小しろということと関連をして、登記所とか税務署とか農林省外の職場に職員を振り向けたらどうかという御意見もあるわけではございません。この点につきましては、事務当局の見解でござりますが、職員の平均年齢も高いところでござりますし、非常にむずかしい問題ではありますから、職場の事情等につきましても、何べんか出でて調べてみたことといひます。統計的な

人がないくらいいろいろな意見を開いてみてる
わけなんですが、税務行政の部門とか登記行政の
部門に大幅に持つていけなんということを、ほか
の事業所の場合でもそうですが、こんなことを言
うてみたってできる筋合のものじゃないのです
ね。実際問題として、職場変更はできないのです
よ。六人委員の方々も行管の皆さんとは長いおつき
合いなんだらうと思うのですが、そこらは、表
に出でてしまうと、新聞に載るのですから世間の人
が読むわけです。これはたいへんなことだとい
ふことで大騒ぎになつてしまふ。そういうところで
は、大臣がおいでにならないところで出したには
違ひないけれども、長い年月のことですから、河
合さんもおられたと思うのですけれども、よく事
情を説明するものはして、六人の諸君の突拍子も
ないことは突拍子もないで、そんなばかなこと
はぐらかることは言うべきではなかつたか。皆さ
んが言つていることと全然違つたことばかり出て
きているよくなことになぜさしておくのかといふ
気がする。白と黒みたいなことを両方が言うよう
なことがたびたび出てくるわけですけれども、なぜそなつてしまふのかという原因がわからぬ。
事務当局を引き受けた皆さん一緒にやつておられ
るわけですからね。いままたまた出たから申し上
げるけれども、私もこれを読んでみて、行政管理
庁は、こんなばかなことを六人の委員になぜ言わ
しておくんだらうかといふ氣までするのですが、
そちらの点は一体どう考えておられるのですか。
○荒木国務大臣 それが実は私もわからないので
して、さりとて六人の委員とけんかしているわけ
じゃ毛頭ありませんが、内々は六人で出すという
気持ちを聞かないわけじやございませんけれど
も、ともかく問題をぶつけてみると、この御意図
じやなかつたかと推察する次第であります。
○大出席員 そうすると、内々はとおっしゃるん
だから、ぶつけてみよう、ぶつけてみろ、こ
ういうことになつたのですか。

えでいくほうが黙つていい。通つていませんけれども、数字はわかっているわけですから、そのくらい出でいく。そうなるとここ一、三年でこのくらいになるだろう。そうすると残つてゐる諸君も身分が安定して、うちへ帰つて奥さんにつく首になるかわからぬと言わなくとも済む。設置法が衆議院を通る段階でそう思つたわけです。ところが、これが出てくるとそれでは済まないのじやないか。片一方で食管制度のほうもやれしている。そうすると食糧の人は、統計をおつぱさされると弱いものだから、統計と一緒になつて反対をやつてしまふじゃないかということになつてきたわけですね。ですから統計のほうは農政局の改変の関係も含めて振りかえで出でつてゐる。そうなつてきました。ところが追つかけて、行管長官の御出席はなしけれども、六人委員がものを言つた。長官と無連絡でやつてはすはない、長く一緒に運営してきているのですから。そうすると、すわつていてはゞあいが悪いから長官は席をはずしたのだろう。それで出てきたとなると、先々また統計が減るのじゃないか。そうすると、農林省のおつしやるようには設置法改正に乗つかつて、しようがないといつて泣いて通したら落ちつくだろうと見たのですけれども、実はそではないといふ空気になつていて。それではまたいへんなることになるので、私はあえて御質問したいわけです。

か、長官からやはり一言言つておいていただかねと、これから先の法案の審議に困るので……。

○荒木国務大臣 これはさつき申しましたよう

に、出血整理は行なわない、配置転換でいくとい

うたてまえは貰いていきたいと思います。もし農

林省のほうで減らすといふ結論になつたといたし

ましても、出血整理を行なわない以上は減らすわ

けにいかない。だとすれば、再就職のための職業

訓練でもやつて、合意の上で減らしていくとい

ことだらさるを得ないじやないかとも思ひます

が、そういう制度を新たにつくることについても

別途の問題がありますから、単にそういうことを

試みに言つてみたにすぎませんけれども、そうい

うふうな考慮を払いながら減らしていく。それ

と、総合農政の立場から制度が変わらない限りは

概念的には仕事はあるわけですから、それとの関

係もこれあり、歯切れよくはらりすんとぶつた切

りうことは困難であろうという見当をつけて

おります。

○大出委員 私は、この農林関係でのものをいえ

ば、設置法がたまたま出ていて、これは三年越し

の審議をやつしているんですね。それでさつきも何

べんも申し上げましたように、職場振りかえい

うので地方農試へ行くなら行くで、どうなつてい

くのかということを一々当たつてみているわけで

すね。そうすると、おおむねここ数年のうちにこ

うにするならば、とりあえずそれで固定していくに

ていただきたい。そうしませんと、私ども法案を

審議する側にとつてめこなはたいへん困る問題な

いです。だからここに幾つかこう出ております

が、これは生糸検査所にしてもしかり、あるいは

食糧事務所なんかにしても特にそろです。だから

ふうに固定していただきませんと、これは末端の

方々に非常な心配をかけてしまうことになる。た

ままだその各省設置法を審議しているこの国会で

うにするなら、とりあえずそれで固定していくに

ていただきたい。そうしませんと、私ども法案を

審議する側にとつてめこなはたいへん困る問題な

いです。だからここに幾つかこう出ております

が、これは生糸検査所にしてもしかり、あるいは

食糧事務所なんかにしても特にそろです。だから

ふうに固定していただきませんと、これは末端の

方々に非常な心配をかけてしまうことになる。た

ままだその各省設置法を審議しているこの国会で

うにするなら、とりあえずそれで固定していくに

ていただきたい。そうしませんと、私ども法案を

審議する側にとつてめこなはたいへん困る問題な

いです。だからここに幾つかこう出ております

が、これは生糸検査所にしてもしかり、あるいは

食糧事務所なんかにしても特にそろです。だから

ふうに固定していただきませんと、これは末端の

方々に非常な心配をかけてしまうことになる。た

ままだその各省設置法を審議しているこの国会で

うにするなら、とりあえずそれで固定していくに

ていただきたい。そうしませんと、私ども法案を

審議する側にとつてめこなはたいへん困る問題な

いです。だからここに幾つかこう出ております

が、これは生糸検査所にしてもしかり、あるいは

食糧事務所なんかにしても特にそろです。だから

ります。

○大出委員 これは「廃止」とこう出でるわけ

ですね。今回の監理委員会で言つてるのは、か

つて鹿児島などの工場の民間への移管——私、実

は鹿児島まで行つてみたことがあるんです。この

中には、その地域の農業が甘藷なら甘藷を中心

して行なわれているところならともかくなんとい

うことが書いてあるわけですね。七工場全体とし

てみて、つまり、いまちょっとそことところ不明

確なんですかけれども、直営アルコールという事業

がどうしても必要だというその理由、そちらのと

ころはどうです。

○山下政府委員 甘藷は御存じのように昔は原料

に大いに使つたわけございますが、最近はその

比率は下がって、主として糖みつ——現在七工場

を続けております事情は、すべて発酵アルコール

をつくております。過程で職員を二百五十人減ら

してきましたが、当面いま出でている方向で進めてい

るけれども、当面いま出でている方向で進めてい

るんで、それ以上手をつけるということはしない

ならしないんだというふうに割り切つていただき

ぬと、あとの審議ができるないと私は思つてもの

は困る。そう思いましたので、ここにこうは出で

いるけれども、当面いま出でている方向で進めてい

ります。

○大出委員 そうすると、これはその後検討事項

の中であなたのほうはこの民営移管ということを

あたたかのほうで聞いてみましたか。そこらは一体

どういう事情にあるんですか。

○河合政府委員 これは民営移管ということで

承つております。

○大出委員 そうすると、これはその後検討事項

の中であなたのほうはこの民営移管ということを

あたたかのほうで聞いてみましたか。そこらは一体

どういう事情にあるんですか。

○河合政府委員 通産省ともいろいろ打ち合わせ

をいたしております。御意見も十分詰めまし

て、これから検討を続けるつもりでございます。

○大出委員 そうすると、いまのところは、これ

は結論に至つていない、まあ担当省の意見を聞い

て、そういう段階ですか。

○河合政府委員 そのとおりでござります。

○大出委員 そうすると、いまのところは、これ

は結論に至つていない、まあ担当省の意見を聞い

て、そういう方向で今日まで努力し

てきているものだとすると、一休六人委員とい

うのは、そこまで検討された上の意見になつて

いる、そこまで検討された上の意見になつて

存じません。御意見として出でおりますが、実情

という化学製塩の方法の開発が進みまして、これによりますれば輸入塩に対抗できるような塩価も実現できる。こういうような方向でございますので、できるだけ早くイオン交換樹脂膜法に転換をするということを合理化の軸とすべきである。こういうことをまずその会長談話では言われております。その場合に、もちろんイオン交換樹脂膜法による合理化の過程において、塩田業者は従来の塩田事業から離脱をしていかなければならぬ。これに対しましては財政資金を使ってでも適切な助成を行なうべきである。こういうことを第二番目には言われております。それから三番目には、その合理化を推進するためには現在の塩の専売制度といふのはかえって将来は合理化を推進するための桎梏になるのではないか、したがいまして、これから三ないし四年の準備期間を置きまして塩の専売を廃止することが終局的には適切である、こういうようなことを言われておるわけでございまして、現在塩業審議会においてそれらにつきましてさらに慎重に検討いたしたいと思つております。

○馬場(一)政府委員 電源開発株式会社の問題で

ございますが、電発につきましては、四十三年に

電気事業審議会で、これは九電力と一体となつていわゆる十電力体制と申しますが、こういう体制で電力の広域運営をやつしていくのだという位置づけをいただいておりまして、電発の今後の仕事につきましては、御承知のような大規模の水力揚水発電所そのほか、ただいま管轄長官からお話をございましたように、新しい分野における原子力発電といふような数々の任務がこれから具体化しております。かつ、電発の使つております資金コストは九電力の資金コストに比べまして、財政資金を使っておりますので相当安いといふような現状もございます。われわれとしては特にこの委員会の御意見を十分に検討さして

おきます。

き役割りはまだ非常に多いといふ認識をいたして

申上げたいと思います。

○遠藤(又)政府委員 海外移住事業団について申

上げたいと思います。

○遠藤(又)政府委員 海外移住事業団について申

は、輸入糖と国内産糖との一元的な充實を事業団が行なうことによりまして、一つは、現在大体國內で消費しております砂糖の四分の三を輸入に依存しておるわけでございますが、この輸入糖につきましての国際糖価の変動が国内糖価に直接影響することを防止する。そういうことによりまして、生活必需品であります砂糖の、國內におきましては、味資源作物生産農家の所得の確保をはかつておるのでございます。この糖価安定事業団を廃止いたしますということになりますと、国内産糖の保護を、生産農家に対する国の直接補助に切りかえることになりますけれども、そういうことを考えますと、まず第一にその補助に要します財政負担がばく大となります。第二に、国内の砂糖の価格が、国際糖価の異常な変動に直接さらされてしまふと、その結果といたしまして、砂糖だけではなくて、非常に変動が激しくなるということになります。第三に、なお砂糖の価格がそのように変動いたしますと、そのいしまで、関連いたします旨味類、ブドウ糖等ざいますとか、水あめ等ざいますとか、こういったものにも大きな影響を与えまして、これらの原料になつておりますイソの生産農家にも重大な影響を与えることになることが予想されます。このように相当困難な問題が生じますので、私ども砂糖行政を担当しております部局といたしましては、糖価安定事業団はぜひとも存続をさせる必要があるというふうに考えております。

なお、近く復帰いたしますことになります沖縄においておる次第でござります。

されで打ち切りますけれども、お忙しいところをきょうはお出かけいただいていいへん恐縮なんですが、大臣がおっしゃっていたのと必ずしも一致しない省の御意見もあるようございまして、ここでこれを詰めたいのですけれども、実は時間の関係もあります。したがって、おののの省の関係のところ等で、先ほどの国連もありますから申上げていただきたいと思つておりますが、一つだけアルコール専売の関係部門について、これはたてまえ上独立採算をとる形になつておると思うのであります。が、民営といふ検討事項であり、かつそういうことも成り立ち得るという意味の長官の御意見がありましたから承りたいのです。現在能率的に運用されている工場等は非常に能率がいい、こういうお話をなんですが、そこで採算といふ面から見て、大臣がおっしゃるようにこの民営移管という形のものが、みなさんのほうの側で検討されて成り立ち得るとお考えですか。

かわからぬ、六人委員会はほんと出したといふまになつて、どうも黙殺であるといふことになつて、世上いろいろ心配をする向きが多くなつてゐるわけですから、はたして行政管理庁としてはどう考えておるのだ、それから所管の省のほうとしてはどう考えておるのだ、あるいは事業団そのものはどうと考えておるのかといふのを率直に言つていただきませんと、無理なものを感じやろうと思つたってできないのですから、幾ら行政監理委員会の意見であろうと何であろうと。だからそれはそれなりに、私どもは時間がないわけですからそのポイントに従つて勉強していくがなければなりませんし、そういう意味で承りたいのです。だから通産省あるいは化学工業局長さんのほうの考案としては、それは無理だというならば、こういうわけで無理だ、こう明らかにしておいていただかねと、何かここで何となくそういうふうにやつてみますといふことであつては、これまた困るような気がするので、先ほどの答弁はそこがちょっととはつきりしないので、どう考えておるのか、はつきり聞かしていただきたいのです。

○山下政府委員 答弁が明瞭でなくて恐縮でござりますが、この問題を私どものところで実施に移すといたしますと、組合とも十分話し合わねばなりませんし、かつアルコール関係の主要民間企業とも情報交換をしないと決心のつかない問題でございます。私どもはその行動をまだ起こしておりませんので、外に向かっては、六人委員会の御意見もありますので、それをしんしゃくして検討させていただくということ以上には現在言えない状態にございます。

○大出委員 なかなかみごとな答弁でして、外に向かってはということになるとまいはしませんけれども、私もさつき申し上げたように、昔よく知つておるグループだから申し上げたのですけれども、知り過ぎているのですよ。ですから、高齢の方もたくさんいるし、これを移管をと言つたら、たいへんお氣の毒なことになつてしまふので

はないかといふ現実問題も頭にあるのです。ですから大臣の御答弁が、たまたま民営移管というとを考えてみる必要があるということだから、そなだとすると、今度は、皆さんのはうが、いまのものほうも民営移管と言つたということになつてしまつ。そう言つておいて何でやらないのだ、次にこういふ問題になる。それでは困るからほんとうのところを言つてほしいといま申し上げたのです。もしほんとうにあなたのほうも民営といふお考えなら、これは両方民営と言うのに、残しておけと言いにくくなるわけですから、そなると、どうやれば一休長年働いてきた方々がベースターンもしないで、しかも将来先々その工場がなくなつてしまつといふようなことがなくてやつていけるのかと、いふことを、よほど身を入れて私らが考えていく必要があるということになるわけなんで、いまのお話ですと、六人委員会もそなうおるから、化学工業局としては、民営移管はそなう簡単にはいかぬ、困難だ、そな思つておるけれども、とりあえず歩調を合せておこう、しかし腹の中は、これはなかなかやれない、ということに受け取れる答弁なんですかけれども、そなところは、私も知つておるだけに、そな簡単に皆さんのはうで民営と言えないのじやないかと思つて、さつきから聞いていたのですけれども、あつさり、民営の方向に検討するとおつしやつたものですから、心配になつて実は再質問をしているのです。私は工場をよく見て知つているのですから言つわけなんですが、そこは机上プランでなしに、現実に相当突っ込んでやついただきませんと、私も鹿児島の工場の民営移管の問題だつて、当時ずいぶん苦労した経験があるので、そなところはそな簡単にいくはずはないと思いますから、慎重に、行管の監理委員会の意見は意見として——アメリカのフーバー委員会だつてあれだけの意見を出したけれども、そのとおりになつているものも

あるし、なつてないものもあるわけですから、設置法もござりますので、そちらのほうとの関連でいろいろ申し上げたいこともあります。さよなは時間がありませんから、とりあえずお考え方だけ明瞭かにしていただきたいと思って来ていただきましたので、御足労をかけまして恐縮でございましたが、この点につきましては、これで終わりました。この点につきましては、これまでいたしました。

○荒木国務大臣 要するに、一つの問題が提起されたので私どもの見解を一応申し上げた次第であります。実行にあたりましては、もちろん主管官と十分な協議を詰めて初めて結論が出るものと心得られます。

○大出委員 実は公害関係をはじめ、幾つかの部門について競合、共管の形が見られるものがある。特に観光行政、これについて非常にたくさんのお共管部門がござりますので、大臣の時間がないようでありますから、せっかくお出かけをいたしておりますので、一言お答えをいただきたいのです。

この観光行政なるものは、前に厚生省の設置法の手直しの形でこの委員会で取り上げられたことがある。そのときも実はいろいろなことがあつたわけであります。厚生、運輸、建設、文部、おのおのの関係があるわけであります。国立公園の所管である厚生省、それから四十五年度の予算で調査費その他がついている幾つかの問題もありますし、それからまた運輸省が観光レクリエーション地区なんというものを取り上げておりますし、建設省が大規模な観光レクリエーション緑地といふようなものもやつておりますし、文部省が公营ユースホステル青年の家などいうのをやつておられますし、国立公園の関係その他もあって、前はやり始め過ぎているのではないかという感じがす

るのです。行政管理庁として、観光行政全體をどういうふうに、こんなになつてゐるのか、それだけお答えいただきたい。

○荒木国務大臣 観光行政は、御指摘のとおり、各省庁にまたがつております。これを一元化したらどうだというお話もありますが、検討の結果、機構を一元化するということは適当でない、一元的に運営されるよう調整していくべきであるといふ結論に到達しまして、関係閣僚協議会を設けるということになつておりますが、関係行政府の中で主たる役割りを演ずるところがどこだということを決定しかねております關係上、今日まで延びになつておるのであります。いまも盛んにこれの促進をはかつておりますけれども、内閣のほうでも意見があるやにも承知しておりますので、検討させていただく課題かと存じます。

○大出委員 時間がなくなつてしまいまして、どうも、せっかくお出かけいただいて恐縮なんですが、観光政策審議会がござりますね、総理府の諮問機関で。この答申はいつころ出るのですか。

○河合政府委員 お答えいたします。

所管でございませんので正確なことは存じておりませんが、そう遠からざるうちに開かれるようになっておりますけれども、いつころかといふことは、はつきり承知いたしておりません。

○大出委員 これは、中身についても実は似たようなことが幾つかあるので、そこらは各省ごとにどうなつているのかということを、私の見解もございますので少し詰めたいのですけれども、大臣の時間が時間でございますので、せっかくお出かけいただいて、各省の皆さんには申しわけないのですがありますけれども、大臣の時間が、この席に来てから一時過ぎまで、こういうお話をございまして、これ以上、実は詰めようがないわけございませんから、お出かけいただいて、また、お待たせをして恐縮でございますが、私が申し上げたいボイントは、ことしの、四十五年度予算の中身などからいたしましても、どうも似たような性格のものではないかと思うのがある。調査費その他が

個々についておりますから、別々におののの省の所管で調査をしておるということになるのじやないか。たとえば、筑波山ろく学園都市の問題なんかでも、まるきり、各省がおのおのの予算をつけ、おののおのやれ何だということに調査をしておる。ところが、その省が調査したところにその省の出先機関がいくのかと思つたら、そうじやない。全体的にそういう計画になつてない。そういうことになつたんでは困るという氣がするので、もう少しここらは、行政機構全体のバランスの面を考えて、「一元化する方法はないのか」という点を実は少し詰めたかったということなんです。そこのところだけ申し上げまして、大臣の時間もありませんので、本会議後やることになるかどうか、理事会その他がござりますから、継続するようならば、その節は、たいへん恐縮でござりますが、再度お答えをいただきたいと思います。時間がございませんので、これで終わります。たいへん恐縮でございました。

○天野委員長 本会議散会後委員会を再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時三十三分休憩

午後二時五十一分開議

○天野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。和田耕作君

○和田(耕)委員 最近、日本の農業あるいは農政というものは、高度成長政策といふような大きな動きがありまして、内容的にも非常な変化の中にあります。和田耕作君。

か、そういうような問題をどのようにこなすか、それは農業者も、そういうふうな意味で、草地試験場の要員あるいは熱帯農業研究センターの要員、また農業者大学校の要員、この三つの問題について、どのようないは方針で必要な職員を配置しようとしておるのか、これをまず伺いたい。

○倉石國務大臣 お話をございましたように、農業も全体として非常に激しい勢いで移り変わつてまいります今日の社会に対処いたしまして、それぞ必要な作目の生産増強をいたさなければなりませんし、また、新しい研究もやつてまいらなければなりませんので、草地試験場等、いろいろ設置關係について御審議願うわけであります。原則として、私どもは、現在の職員をそれぞれできるだけ配置がえをいたしまして、新規に採用といふことは極力避けてやつてまいりたい、こう思つておるわけでございます。

○和田(耕)委員 草地試験場の百九十八人という定員があるわけですが、この大部分は、現在おられる職場をこの草地試験場にかえるということで充足しているわけですか。

○倉石國務大臣 ただいまお話を草地試験場の四十五年度の定員は、お話しのように百九十八名でございますが、そのうち、畜産試験場の関係研究部門から百三十一名、農事試験場山地支場から四十二名を振りかえますほかに、関係試験研究機関、それから農林省内の他の部局からの振りかえ二十五名をはかることといたしております。

○和田(耕)委員 その次の熱帯農業研究センター、これは定員は五十三名といふわけですけれども、これから農林省内の他の部局からの振りかえます。この場合は、いま御質問しましたような問題についてお答えいただきたい。

○倉石國務大臣 四十五年度の定員は五十三人でござりますが、それらは、先ほど申し上げましたのと同じように、関係試験研究機関のほか、農林省内部の部局から振りかえることにいたしておるわけであります。

○和田(耕)委員 新規採用はないようですね。

○倉石國務大臣 ございません。

○和田(耕)委員 もう一ヵ所の農業者大学校関係

も同じように理解していいですか。

○倉石國務大臣 農業者大学校の定員につきましては、現

ては、現在の農林省の中央青年研修施設に配属さ

れています。職員十五名を振り向けては、かに、

四十五年度の定員増三名につきましては、統計調

査事務所から内部の振りかえを行ないたいと思つております。

○和田(耕)委員 こまかい問題についていろいろお聞きしたいのですけれども、きょう私、特にお

聞きしたいと思っておりますのは、いまの農林

統計事務所、この事務所の相当たくさんある要員が

おるわけで、この要員の今後の配置転換の問題で

すか、これは世間から非常に注目されていて、それ

だと思うのですけれども、今回の農林省の機構改

正で、統計事務所の職員は、地方農政局に組織が

えされているということを聞いておるので、それど

も、この場合に全体として今までの統計事務所

の職員は増減はないんですか。

○倉石國務大臣 農林統計は、御存じのように、

国の政策の基礎とし、また民間経済活動の指針と

いたしまして、きわめて重要なものであることは

御存じのとおりでございます。これは民間の会社

などでもそぞろございますが、私どもの

ほうの農林省の仕事といたしましても、そういう

近代的な設備を活用するといふことが非常に必要

であります。が、御存じのように、農林省の調査対

象というのは非常に広範でございまして、しかも

まさに複雑で、正確な統計を作成いたしま

すためには、調査計方法も統一されねばならぬ

ればうまく能率があがらないわけでござります。

ことに農林漁業の統計作成というのは、高い専門

的知識を要するものでございまして、昔ございま

したいわゆる作報というような概念だけではいま

はもう割り切れない、非常に精緻な仕事をいたし

ておるわけでございます。したがつて、この人員のことについて、とかいろいろ御意見もあるよう

でございますが、私どもいたしましては、全般的には政府の方針に従つて、公務員の採用その

他については政府の基本方針はもちろん尊重して

まいりますが、この統計事務所に課せら

れた任務の非常に重大なことを一般の国民諸君に

も御認識をいただきたいと思っておるわけあり

ますが、そこで、その人員のことにつきまして、

統計調査部長から申し上げさせていただきます。

○岩本説明員 統計調査の組織は、戦後二十二年

に、食糧の非常にきびしい条件のもとに発足した

わけでございますが、その当時は、地方の職員は

約八千人おったわけでござります。その後、農地

改革の一端落と伴いまして、農地委員会の書記を

受け入れまして、これは二十三年でござります

が、一万九千人になっております。その後、時代

の変遷とともに、いろいろ経緯がございまして、

行政改革や行政整理によりまして、二十四年から

三十年の間には八千人また減少いたしまして、三

十年の初めには一万一千人程度になつております。

その後、非常勤職員の常勤化という問題がござ

いまして若干ふえまして、三十七、八年から四

十年ごろは一万二千五百といふことになりまし

て、四十二年まで大体そういうことで推移をいた

しております。四十三年以降、政府の行政改革の

方針に即しまして、少しずつ人員を減らしまし

て、四十四年には一万一千百六十一という数字に

相なつております。これは本省を除きます地方の

統計調査事務所及び同出張所の人員の数でござ

ります。

○和田(耕)委員 いままでの経過はよくわかりま

すたが、四十三年現在の人員は一万一千百六十

一名、この内訳と申しますが、どういう仕事にこ

の人たちが配置されているかということをお聞き

したい。詳細な内訳じゃなくていいです。大体

ござりますが、その後食糧事情の変化もございま

して、しかも農林業が複雑になりまして、米以外

の統計事業が出てまいりました。一方職員が米のそ

う割り振りに申し上げます。

○岩本説明員 大くくりに申し上げます。

まず作物統計の仕事でございますが、これは米

の作付面積や米の収穫量の調査を主体にいたしまして、その他麦、雜穀、野菜、くだもの等の面積及び収穫量を調べる調査でござりますが、これに大

概には政府の方針に従つて、公務員の採用その

他については政府の基本方針はもちろん尊重して

まいりますが、この統計事務所に課せら

れた任務の非常に重大なことを一般の国民諸君に

も御認識をいただきたいと思っておるわけあり

ますが、そこで、その人員のことにつきまして、

統計調査部長から申し上げさせていただきます。

○岩本説明員 この農林統計調査事務所といた

ものは、最初二十二年にできたときは、たしか作

柄調査と申しますか、そういうものに専念する機

関としてできました。このときには八千人だったとい

うわけですけれども、現在では、そのときよりも

米の収穫量はふえておる。あるいはいまの野菜を

他のものも入って、しかも二七%ということに

なると、大体二千四、五百人になりますが、これ

くらいの人でやつているわけですね。二十二年に

は八千人であったものが、いま二千四、五百人で

やつているということになるわけですから、これ

しかも米の作付、収量はふえておるということ

であります。これがはどういうふうに説明されます

か。

○岩本説明員 御説のとおり、二十二年にこの組

織が発足いたしました当時は、仕事の大部分が作

物統計、特に米を中心とした面積、収穫量

の統計に従事しておりまして、その職員も八千人

の大部分をそれに投入しておりました。そのため

に、司令部の示唆もございまして、大体五ヶ町村

に一ヵ所の出張所をつくるということで、出張所

の数も二千をこえておつたわけでござります。そ

して数十万筆にのぼります筆を対象にして実測調

査をいたしまして、平板測量を行ない、かつ縦密

な坪刈り調査を行ないまして、実際に当たりまし

て調査したものもとに推計しておつたわけで

ござりますが、その後食糧事情の変化もございま

して、しかも農林業が複雑になりまして、米以外

の統計事業が出てまいりました。一方職員が米のそ

う割り振りに申し上げます。

○岩本説明員 農業統計調査の仕事は、ただいま

御答弁申し上げましたように、単に米の調査だけ

いう面積や作付面積の仕事に習熟してまいりました。組織発足以来今日まで、二十数年の経験と知識を蓄積しております。それを活用いたしました

ことによります。その基礎として、調査のやり方を簡素にすることによって、調査精度を落とさず、その余力を生み出して、そ

して、組織発足以来今日まで、二十数年の経験と知

見を蓄積しております。それを活用いたしました

ことによります。その基礎として、調査のやり方を簡素にすることによって、調査精度を落とさず、その余力を生み出して、そ

して、組織発足以来今日まで、二十数年の経験と知

でなしに、畜産もやりますれば、果樹、園芸もやりますし、また単にそういう作柄だけでなしに経済の調査もやれば、生産費の調査もやる、林業の調査、特に木材工場等も調査しております。また水産におきましては、単にお魚だけでなしに、水産加工業も調査しております。したがいまして、年がら年じゅう末端では忙しいわけでございまして、九十日しか働かないということをいわれるのは、はなはだ心外でございます。そういうことが新聞記事に出たことも承知しておりますが、そういう記事を読みまして、末端の職員はおそらく心中怒りを感じておることであろうと思います。

しかしひるがえつて、なぜそういう批判が出たかといふことを考えてみますと、終戦以後この組織ができまして以来、統計の独立性、特に客観的に正しい統計をとるために、行政からなるべく隔離して、行政から独立するということをスローガンにして活動しましたために、末端の活動上、市町村とか農協とかあるいは農家に対してもそうですが、あまり近づかないというくせがでてきてまいりまして、仕事をいたしますにも、圃場に参りながらだれにも会わなくても仕事ができるという体制ができましたために、一体あの組織は何をしておるのだろうかといふことが外部の人から疑問に思われ出した。そういう行政から独立し、客觀的に正しい統計がとれるということはプラスの面でございますが、その反面そういうマイナスの面が出てきておりますので、今回設置法の改正案を提案しまして、農林統計調査組織を地方農政局に統合するというのも、そういう欠陥を是正したいということからでございます。

○和田(耕)委員 これは一つの憶測ですけれども、最初から必要以上の人員がここに配置されおつた、占領軍の命令かどうかよく知りませんけれども。そうして二十三年の一万九千人になつたときに、この統計調査事務所で必要ではないけれどもその人を収容した。その収容したたくさんの

人を、しかしあるからしょがない、いろいろな組合のほうの抵抗も強いということで、そういうふうな情勢はなかつたのですか、お伺いしたいと

思います。

○岩本説明員 この組織ができました当時、非常にお日本國の津々浦々は食糧難にあついでおりまして、それを打開いたしましたためにはどうやって食糧を確保するかということが國民經濟上の最大の課題であつたと思います。その任務にこたえますためには、この統計調査組織は幾ら人があつても足りないくらい忙しかつたはずでございまして、したがいまして、八千人で発足をしましたけれども、それではとても間に合わないので何とかして、それを打開いたしましたためにはどうやって食糧を確保するかということが國民經濟上の最大の課題であつたと思います。その後三十年代に入りましたところを、まだ平板測量をやめたりあるいは基本調査の数を減らしても、精度の高い統計がとれる基礎がそれによって築かれたものであると思います。したがいまして、先生のおつやることを一義的に否定はできないと思いますけれども、私が申し上げましたような強い要請があつたことも事実でございます。

○和田(耕)委員 その問題は確たる数字がありますので、私の想像しておる、こういうことはあ

ります。その後行政整理なり行政機構改革の要請が起

こりまして、それに即応しなければなりません

し、だんだん職員も手なれてしまいまして、調査

のやり方、統計のとり方になれるに伴いまして人

員を減らすことができたわけでありまして、決して先生のおつしやるようなことではなかつたと思

います。

○和田(耕)委員 農地委員会ですかの仕事に携わった約一万人以上の人人が一挙に統計事務所に入ってきたというのは事実ですね、二十三年に。そのとき以降、やはりそれくらいの人がこの農林統計事務所としての与えられた仕事を遂行するため最初から必要であったということよりも、たくさん人がおるので農業部面の詳細な調査に人を配置するという意味でやつたということ、つまり人のですか。

○岩本説明員 全然ないかと聞い詰められますと、全然ないと申しますれば言い過ぎにならうか存じます。そういう面がなかつたとは申し上げませんけれども、逆に農林統計としてはのどから手が出来るくらい人手がほしかつたというのも事実

でございます。この農地委員会から九千名の人を受け入れまして二万人近くの人員になりましたの

で、五ヵ町村に一ヵ所出張所を置いて、二千幾つ

かの出張所が維持でき、しかもそれらの人々がた

んどんに農村を回りまして実測調査に従事して、平板測量をし坪刈りをして、米の収穫量並びに面積の統計の基礎をつくってきたわけでございまして、それがある限り、その後三十年代に入りましたところを、まだ平板測量をやめたりあるいは基本調査の数を減らしても、精度の高い統計がとれる基礎がそれによって築かれたものであると思います。したがいまして、先生のおつやることを一義的に否定はできないと思いますけれども、私が申し上げましたような強い要請があつたことも事実でございます。

○和田(耕)委員 その問題は確たる数字がありま

せんので、私の想像しておる、こういうことはあ

ります。その後行政整理なり行政機構改革の要請が起

こりまして、それに即応しなければなりません

し、だんだん職員も手なれてしまいまして、調査

のやり方、統計のとり方になれるに伴いまして人

員を減らすことができたわけでありまして、決して先生のおつしやるようなことではなかつたと思

います。

○和田(耕)委員 農地委員会ですかの仕事に携

わった約一万人以上の人人が一挙に統計事務所に

入ってきたというのは事実ですね、二十三年に。そ

のとき以降、やはりそれくらいの人がこの農林統

計事務所としての与えられた仕事を遂行するため

最初から必要であったということよりも、たく

さん人がおるので農業部面の詳細な調査に人を配

置するという意味でやつたということ、つまり人

のですか。

○岩本説明員 全然ないかと聞い詰められます

と、全然ないと申しますれば言い過ぎにならうか

存じます。そういう面がなかつたとは申し上げ

ませんけれども、逆に農林統計としてはのどから

手が出来るくらい人手がほしかつたというのも事実

でございます。

○和田(耕)委員 農林省だけが直轄の、しかも非

常に綿密な調査が必要であるという理由は、どう

いうところにありますか。

○岩本説明員 歴史的に見ますと、先ほど人員の

ところを申し上げましたように、この組織が昭和

二十二年に当時の連合軍總司令部の指示のもとに

できまして、非常にきびしかつた食糧事情のもと

で國民經濟的な課題に取り組んだということにあ

ります。その後四分の一世纪過ぎたわざでございますが、その間に非常に農林統計の作成についての修練を積みまして、農林漁業の実情及び農林統計のとり方に非常に詳しい専門職員と人を相当減らしましても、まだ平板測量をやめたりあるいは基本調査の数を減らしても、精度の高い統計がとれる基礎がそれによつて築かれたものであると思います。したがいまして、先生のおつやることを一義的に否定はできないと思いますけれども、私が申し上げましたような強い要請があつたことも事実でございます。

○和田(耕)委員 その問題は確たる数字がありますので、私の想像しておる、こういうことはあ

ります。その後行政整理なり行政機構改革の要請が起

こりまして、それに即応しなければなりません

し、だんだん職員も手なれてしまいまして、調査

のやり方、統計のとり方になれるに伴いまして人

員を減らすことができたわけでありまして、決して先生のおつしやるようなことではなかつたと思

います。

○和田(耕)委員 農地委員会ですかの仕事に携

わった約一万人以上の人人が一挙に統計事務所に

入ってきたというのは事実ですね、二十三年に。そ

のとき以降、やはりそれくらいの人がこの農林統

計事務所としての与えられた仕事を遂行するため

最初から必要であったということよりも、たく

さん人がおるので農業部面の詳細な調査に人を配

置するという意味でやつたということ、つまり人

のですか。

○岩本説明員 全然ないかと聞い詰められます

と、全然ないと申しますれば言い過ぎにならうか

存じます。そういう面がなかつたとは申し上げ

ませんけれども、逆に農林統計としてはのどから

手が出来るくらい人手がほしかつたというのも事実

でございます。

○杉浦説明員 先ほど政府の直轄機関は、出先を

持つておるのは、統計調査事務所だけかというこ

とでございましたけれども、確かに御指摘のよう

に、独立した機関はさういいませんけれども、ほかのいま御指摘の通産省、それから海運局、気象庁、大蔵省、そういうところにも出先がござります。そこで一部統計の直轄の仕事をおるといふことになります。

てまいりますので、こちらが助言をいたしました
り、あるいは法律上は必要に応じて調整——重複
のものを排除するといらうよろな権限もござります
るが、現在のところは、私どもの承知しておりますま
す限りにおきましては、そう大きな重複といふも
のはないのじゃないか。しかし、これは先生も御
指摘のように、そういう懸念も十分ござりまする
ので、当庁の行政監察局とも連絡いたしまして調
査するような考え方であります。

いたしますのは、統計の技術的な知識と、それから対象行政の実態の知識が必要でござりますことと、農林の場合、沿革的なこともありますけれども、非常にきめのこまかい、カバレージも広いということにつきましては、この両方の必要性が高いということで特に國が置いておる。そのほかのところにつきましては、確かに県のほうで悉皆調査のようなセンサスは、これは農林でものほうで半ばになつておるところでござります。したがつて、そういうような特に國のほうでして実態を調査する上において必要があるといふような一部のものにつきましては、出先ではかの省でも調査をいたしておるということでござります。

○和田(林委員) 一つの問題は、農林統計調査事務所がやつておる調査と、府県あるいは市町村でやつておる調査とダブルの問題が相当あります。かといふ感じがするのですけれども、その問題はどうです。

○杉浦説明員 国が実施いたします調査につきましては、指定統計あるいは統計報告調査法に基づいて、私は、自分のほうがチニックをいたしておるわけでもございませんが、先生御指摘のように県で独自にいたします場合には、これは単に統計法によりまして届け出を出すということでござりますので、その届け出について逐一悉皆チニックをいたすいともしないということが多いかと思ひます。しかしながら、事前にいろいろ相談をしてお

てまいりますので、こちらが助言をいたしました
り、あるいは法律上は必要に応じて調整——重複
のものを排除するといらような権限もございます
るが、現在のところは、私どもの承知しております
す限りにおきましては、そろ大きな重複といふも
のはないのじゃないか。しかし、これは先生も御
指摘のように、そういう懸念も十分ござりまする
ので、当庁の行政監察局とも連絡いたしまして調
査するような考え方でおります。

して、都市関係の土地の調査を調べたいと思つて各関係省を調べたことがあるのです。農地の問題は非常によくわかりますが、都市の住宅あるいは他の都市関係の土地の調査といふものはほとんどないですね。たとえば所有階層別の土地所有状況というようなものは、ちょっとこれも調べたいたいと思って自治省へ聞いてもわからぬ。それらしいものがあるのは大蔵省の税金の問題であるけれども、それは非常に限られたもので役に立たないというような問題があることを痛感したのです。つまり農林省で農民を対象とした調査が必要でないと申し上げているわけではありません。ありますせんけれども、このように経済が大きく変動しているときには、都市の問題が非常に重要な問題になつてくるといふ問題がある。しかも土地の問題が都市近郊の住宅用地の問題として非常に緊急的に少くない。農林統計調査事務所のほうは膨大な人をつかえて完全な調査を整えておる。そういうことを考えて、国全体の行政として、行政の基礎にある実態の把握の統計的な任務としては非常に問題があるという感じがするのです。その問題を行政管理庁としてはどういろいろにお考えになるか。

○和田(耕)委員 統計主幹は、いま大きないわゆる都市化といわれる現象がある、農村から都市への人口の大きな移動がある、今後も続いていく、人口のいろいろな形が変わってくる、こうした状態のもとで依然として農林省だけがこういふ機関をしつかり持つておるが、他のところは必要でないというふうにお考えになりますか。

○杉浦説明員 これは結局統計調査の作業につきましてどういうよな調査の内容が要求されるかということと、それを実施いたします体制はどういうもののが一番効果的であるかといふよな問題にならうかと思います。結局先生御指摘のように、統計調査から申し上げれば、最も効果的な調査を実施するのが眼目でございますので、私どもも、これは十分検討を済ましたわけではございませんけれども、確かに一つの精度の高い効果的な調査を仕上げるために体制としては、農林省の統計調査事務所のような形が一つの有効な様式であるというふうに考えておるわけであります。

○和田(耕)委員 や、私の質問はそういう意味じやないのです。農林省はりっぱな統計だと思います。これが必要でないといふことも私はあえて申し上げません。ただ日本の国の全体の状態として、変わつていく日本の経済の基礎的な問題、状況を考えた場合に、農林省だけがこのよなものをを持つて、ほかの行政需要にもつと必要だと思われるようなところが非常に不備であるという状況をお認めになりますか、なりませんかということをお聞きしている。

○杉浦説明員 確かに先生の御指摘のように不備なところもござります。ただ問題は、そのどうしたことの二つをあわせ考えなければならぬわけでござりますので、すべてがすべて統計調査事務所のような形が全部の省の統計において必要であるということには必ずしもならぬかと思います。

○和田(耕)委員 ただいま通産省でも建設省でも、農林省に似たような直接に統計を調査する足

Digitized by srujanika@gmail.com

場を持つか、あるいはまた、建設省と通産省が全般的にやっているような、府県の統計機関を整備して、これの連絡、調整を緊密にしたものに、統計事務所を一元的に統一できるような方向で運営していくのか、この二つの問題を統計責任者としてお聞きしている。

○杉浦説明員 ただいまの御質問につきましては、統計は確かにいろいろ各部門で重複しているところもございますし、それの有効的、共通的な利用ということを考えなければいかぬと思いますけれども、わが国のよう、非常に行政も進んでおりますし、統計の手法も進んでおりますところは、むしろ一つの統計事務所、統計の機関で実施するというよりも、各行政別に分散してやつたほうがよいのではなかろうか。ただその場合に重複のない、むだのない最も効率的な体制はどうかといふことは別に問題がござりますけれども、一つのところでも機構的に一元化するということではなくて、統計の機能を一元化するというような方向で考えていく方がいいのではないか、そういうふうに考えております。

○和田(耕)委員 もしそういうふうなことが必要だということになれば、そういう方向で検討したことがあります。

○杉浦説明員 これは行政改革の中の一つの機構の問題として十分検討はいたしておりますけれども、はつきりした形で、先生御指摘のような形で結論を得たといふようなものはございません。今後検討してまいりたいとは思っております。

○和田(耕)委員 私は、統計事務が重要でないとか、今後必要でないとかいうことを申し上げておるではありません。ただ歴史的な農林省の統計調査事務所のつくり上げ方、その後の経過、現在の仕事の内容から見て、他の必要な行政部面の統計と比較しながら、あるいは総理府統計局あるいは地方の行政庁の統計と比較しながら、そういう意味での内容的な再検討が必要ではないかといふことを申し上げておるのです。また最近のように経済がどんどん成長していくという状態

のもとでなければ、こういう問題は発展的に解決することはできない。不況のときに、人が余っておるときには、こういうような問題を正しい方向にいるときに、こういうような問題を正しい方向に持っていくことはできないわけです。こういうふうな最近の成長状況のもとで、いまの農林統計調査事務の問題を含めて、國の全体の統計の問題として早急に考える必要があるというふうに私は思うのです。

○和田(耕)委員 そういうふうな意味で農林大臣にお伺いしたいのですけれども、農林大臣、いまお聞きになつておられるだけでも、農林大臣、いまお聞きになつておられるような状況、非常に抽象的な問題ですけれども、全体の國の経済が變化しつつある状況のもとで、この統計事務といふものを、農林省は一万何千人かがえているのだから、これは絶対放さないのだと、いう狭いお考へではなくて、農家のいろいろな綿密な調査を含めて、統計機構の全般を國の全体の経済の中でもつと再検討し直す必要があると私は思うのですけれども、いかがですか。

○金石国務大臣 たいへん大事な問題だと思います。先ほど来いろいろお話し合いがございましたように、統計調査事務所が終戦直後のいきさつ、ああいう経路できてまいりまして、だんだん成長いたしまして、いまはたいへんりっぱな統計ができるようになりました。そこで、御存じの内閣のやつておりますけれども、そういうふうな形で、たとえば一つの論点としては、府県あるいは市町村における統計事務に携わっている人、ある人の計算によると、いろいろな形で関係している人が十数万というのですけれども、そういうふうな事実等の問題、あるいは先ほど私申し上げたとおり都市の土地関係の統計といふのはほとんどないのです。たとえば所得階層別の土地の所有状況なんといふものは現在非常に必要なんですかね、これがほとんどわからないという状況で、農林省は農地の問題といふのは非常に詳しく調べておられるのですけれども、あるいは農家経済についても調べておられるのですけれども、これが内閣統計局とか他のいろいろな調査に役立つておることは事実です。事実ですけれども、非常にへんぱな問題が現在あるわけですね。また中小企業の問題にしても、農家戸数よりも多く多いかもわ

他の問題もありますが、いろいろいわれのない非難を受けたり何かしておるということは、やはりそういうふうな感じがいたします。あくまでも食管法といふものがありますから、それに基づく必要な要件は農林省として絶対必要だと思います。これをこれに発展的に解消していくような政策が必要だと思われません。その他の問題については、たとえば農業としての重要な任務があるわけですから、しかもそれは大きく変わらなければならない。この変わり方といふのは、変わつていく都市化の問題と不可分の問題も持つておるということもあって、あるいは商業その他のことを考えましてもそだだと思いますけれども、もつと統一的な連携のとれるような問題がありはしないか。こういう目でこの問題をひとつ検討していただきたいと思うのです。

今回の改正の地方農政局に統計事務所を一括していいくという方向については、私は反対ではありません。ありませんけれども、そういうふうな形で、たとえば一つの論点としては、府県あるいは市町村における統計事務に携わっている人、ある人の計算によると、いろいろな形で関係している人が十数万といふのですけれども、そういうふうな事実等の問題、あるいは先ほど私申し上げたとおり都市の土地関係の統計といふのはほとんどないのです。たとえば所得階層別の土地の所有状況なんといふものは現在非常に必要なんですかね、これがほとんどわからないという状況で、農林省は農地の問題といふのは非常に詳しく調べておられるのですけれども、あるいは農家経済についても調べておられるのですけれども、これが内閣統計局とか他のいろいろな調査に役立つておることは事実です。事実ですけれども、非常にへんぱな問題が現在あるわけですね。また中小企業の問題にしても、農家戸数よりも多く多いかもわ

もつと多いでしょう。こういうふうな人たちも非常な変化の中にたたき込まれているわけですね。したがつてこういうことに対してもかなり綿密な調査が必要なんですね。といって、それじゃ農林省と同じものを通産省も持て、建設省も持てあるのは文部省も持てて、何倍あります。こんな感じで、そういう総合国策の基礎資料としての統計調査の方向に変えていく、ある面統計の問題全体を考えてのものもつと検討して、あらためて御質問したいと思いますけれども、そういう目で、こうかかえたものを放さないといふような感じでなくて、変わつていく日本の経済に対処できるように、やはり農業としての重要な任務があるわけですから、しかもそれは大きく変わらなければならぬ。この変わり方といふのは、変わつていく都市化の問題と不可分の問題も持つておるということもあって、あるいは商業その他のことを考えましてもそだだと思いますけれども、もつと統一的な連携のとれるような問題があればならない。この問題をどうしても中心になつて考えていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○天野委員長 次回は、来だる七日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十分解散会